

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成29年3月23日（木） 午後2時02分から
午後5時12分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、二ノ宮健治、濱田洋、末宗秀雄、井上伸史、馬場林、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

原田孝司

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 松坂規生 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。第43号議案から第45号議案までについては、可決すべきものと、第1号報告については、承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。

継続請願10、継続請願11及び請願27については、不採択とすべきものといずれも賛成少数をもって決定した。

(2) 第17号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。

(3) 大分県道路交通法施行細則の一部改正について、「芯の通った学校組織」推進プラン第2ステージ～大分県版「チーム学校」実現プラン～についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ
政策調査課調査広報班 主幹 内田潔

文教警察委員会次第

日時：平成29年3月23日（木）14：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

14：00～15：00

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 45号議案 大分県地方警察職員定数条例の一部改正について

請 願 27 「共謀罪」の新設に反対する意見書の提出について

(2) 諸般の報告

①大分県道路交通法施行細則の一部改正について

(3) その他

3 教育委員会関係

15：00～16：30

(1) 合議案件の審査

第 17号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 43号議案 大分県立学校いじめ対策委員会条例の制定について

第 44号議案 平成29年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について

第 1号報告 損害賠償の額の決定について

継続請願 10 国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について

継続請願 11 大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて

(3) 諸般の報告

①「芯の通った学校組織」推進プラン第2ステージ

～大分県版「チーム学校」実現プラン～について

②大分県立南石垣支援学校における事故調査委員会の経過と予定について

③埋蔵文化財センターの概要について

④平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果及び平成28年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について

⑤大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアルについて

(4) その他

4 協議事項

16：30～16：40

(1) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから文教警察委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会も併せて行いますので、御了承願います。

本日は、委員外議員として原田議員が出席されています。

さて、本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件、報告1件、合議1件及び請願1件並びに前回継続審査となりました請願2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査を行います。

初めに、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

加門警務部長 第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係について御説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案の13ページをお開きください。

第9款警察費の総額は274億4,396万5千円でございます。

先般の予算特別委員会で、おおいに創生加速枠事業等については本部長から御説明いたしましたので、本日はそれ以外の事業について御説明いたします。

それでは、別冊の平成29年度予算に関する説明書425ページをお開きください。

目ごとに御説明いたします。まず、第1項警察管理費の第1目公安委員会費827万1千円は、中ほどの事業名欄、上段の委員報酬678万円とその下の公安委員会運営費149万1千円でございます。

第2目警察本部費は、221億6,274万8千円でございます。

426ページをお開きください。中ほどの事業名欄、上から2番目の警察運営費14億4,493万9千円のうち補助事業は、右側

の説明欄に列挙されているとおりです。

交通安全活動推進事業費補助184万円は、公益財団法人分県交通安全協会に対し、防犯活動推進事業費補助224万円は、公益財団法人分県防犯協会に対し、山岳遭難対策事業費補助44万円は、大分県山岳遭難対策協議会に対し、交通事故防止対策事業費補助167万円は、自動車安全運転センターに対しそれぞれの団体が実施する事業への補助金として交付するものでございます。

一番下、警察職員貸与被服調製費1億1,997万3千円は、警察官の制服等の調製経費でございます。

427ページを御覧ください。説明欄、警察運営諸費10億6,308万9千円は、職員の健康管理経費、庁舎の光熱水費等の経常的な経費でございます。

次に、第3目装備費3億5,022万1千円は全額、事業名、警察装備費でございます。

右側の説明欄に記載のヘリコプター資機材等整備事業費9,354万5千円は、ヘリコプターの特別点検等に係る経費でございます。

以下、車両等の維持修繕費、燃料費及び装備品の購入費等でございます。

428ページをお開きください。第4目警察施設費は30億2,328万4千円でございます。事業名欄、上から3番目の交番・駐在所建設費1億183万7千円は、交番・駐在所再編計画に基づき、坂ノ市地区の5駐在所を統合して新たに交番を新設するとともに、佐賀関幹部交番を廃止して複数警察官配置の駐在所を設置するものでございます。

429ページを御覧ください。警察施設改修費2,181万3千円は、警察施設のうち、経年劣化が著しい施設について改修を行うものでございます。

その3つ下、交通安全施設維持管理費3億7,264万7千円は、信号機等の電気料、

回線専用料及び保守管理委託料等の交通安全施設の維持管理経費でございます。

その下、警察庁舎等維持修繕費3,774万4千円は、警察署、交番、駐在所等の維持修繕に要する経費でございます。

第5目運転免許費5億9,839万2千円は全額、事業名、自動車運転免許事務費でございます。

説明欄、上から2番目以下、更新時講習業務及び処分者講習業務の委託料と運転免許センターの維持管理に要する諸費でございます。

430ページをお開きください。第6目恩給及退職年金費4,481万6千円は全額事業名、警察恩給費で、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族、合計47人に対して支給するものでございます。

431ページを御覧ください。第2項警察活動費12億5,623万3千円は全額、第1目警察活動費でございます。

事業名欄、上から2番目の一般警察活動費は、5億2,673万8千円でございます。

説明欄、上から2番目の防犯ボランティア連携強化事業費268万1千円は、犯罪抑止に大きく貢献しているものの隊員の高齢化が進んでいる自主防犯パトロール隊等の活動に若い世代の参加を促進するなど、活動の活性化を図るものでございます。

その2つ下、空き交番・県民安全相談対策事業費6,328万円は、空き交番の解消とパトロールの強化を図るため交番相談員20名を、また、警察安全相談への適切な対応を図るため大分中央警察署等に警察安全相談員8名を、それぞれ継続配置するものでございます。

432ページをお開きください。説明欄、一番上、被害者支援事業費722万9千円は、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するものでございます。

その下、電話専用料等通信運搬費、旅費、留置人賄料等は、それぞれ一般警察活動に要する経常的な経費でございます。

次に事業名、刑事警察費は2億6,032万5千円でございます。

説明欄に記載の捜査支援システム整備事業費5,938万8千円は、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの機器リース料、回線料、電気料等の維持管理経費でございます。

その下、少年非行防止活動推進事業費736万3千円は、少年補導員への謝金やシンナー検知器の購入費等、青少年の非行防止活動に要する経費でございます。

以下、報償費、捜査、防犯、鑑識等旅費等につきましては、刑事警察活動に要する経常的な経費でございます。

433ページを御覧ください。事業名、交通指導取締費は、4億4,343万8千円でございます。

説明欄上から2番目、110番通信指令システム管理事業費1億3,157万7千円は、110番通信指令システムのリース料でございます。

説明欄2つ下、交通事故抑止強化対策推進費686万3千円は、交通事故防止に向けた啓発活動用の反射材の購入費や若年運転者に対する体験型講習の開催経費等でございます。

その2つ下、違法駐車対策推進事業費4,595万9千円は、放置駐車違反管理システム機器等の借上げ並びに放置駐車違反車両の確認及び確認標章の取付けに関する事務の委託等に要する経費でございます。

以下、報償費、旅費等につきましては、交通警察活動等に要する経常的な経費でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。
嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 4点に渡ってお伺いをいたします。

1つは、先日、予算特別委員会の中での刑事警察費の中のカメラリース料の関係であります。大分県警の別府署における隠しカメラ

問題で、昨年12月22日に「現代ビジネス」電子版の記事で、電気工事会社に勤務する元警部が、犯行に使用したカメラを署に売り込み、納入していたと。更に同じカメラが別府署やほかの所でも使われていた。別府署からの依頼で3台のカメラを持参し、宛名を空白にした見積書を提出と。1か月契約で6万円という記事があるんですけれども、これは一体どこの署で、どのような目的で使用されたのか。また、宛名のない見積書など恒常的に行われたのではないか、これは明らかに説明してほしい。

2つ目に、同じく台数の関係ですね。平成27年度で79台、28年度3月17日段階で34台で延べ59台。29年度予算では35台分借り上げが計上されていると答弁しております。特に27年度が非常に多いんですけれども、その理由は何かと。設置の場合は、令状は取得していたのかということをお伺いをまず2点しておきます。

3点目は、これはちょっと今の関係とは違うんですけれども、昨年、電通の過労自殺が大きな問題となったんですけれども、トップの責任が指弾をされました。一昨日も県職員が自殺したような報道がありましたけれども、働き方の問題で世間では注視されているんですけれども、大分県警の警察官及び職員で病気休職中の数及び精神疾患の休職者、また、ここ5年間で自殺された方がおられるのかどうかということをお伺いを3点目に聞きます。

最後に、概要書10ページの自動車運転免許事務の関係です。これは昨年、別府署によって、公道ではない場所で車検切れで公道を通行したとして検挙される事件が起きて、60日間の免許停止、免許停止となったんですね。しかし、検察では道路運送車両法違反被疑事件については不起訴になっております。しかし、公安委員会は6点の違反点を抹消はしておりません。提訴中であるんですけれども、一般論としても不起訴処分になった事案について、減点の取扱いはどのようにになっているのか、また、その根拠法及び過去のよ

うな判例があるのかについて、以上まず4点お伺いして再質問をいたします。

小代刑事部長 刑事部の関係でお答えします。

まず1つは、どこの警察署でカメラを使用していたということですが、先ほど委員が言われました特定の取材記事の内容に対して、私からコメントは差し控えさせていただきますと思います。

ただ、これまでも説明してきましたとおり、別府事案で使用されたカメラと同様のカメラについては、これまで捜査に使用しております。いずれも設置場所の管理者等の承諾を得るなど、適正に使用されておりますが、詳細な内容については捜査に関する事項でもありますので、お答えは控えさせていただきます。

それから、台数ですね。捜査用のカメラ、これについてはDVだとかストーカー事案等における被害者支援や保護対策で使用しているほか、もちろん捜査でも、先ほど説明したとおり使用しております。借り上げについては個別事件ごとに必要性等をその都度検討しております。

なお、どのようにということではありますが、いかような事件にどの種のカメラをどのくらい使用していたかということについては個別の事件に関することでもあり、控えさせていただきますと思っております。

それから、令状の関係のお尋ねがございました。これについては、これまでも御説明をしております。最高裁判所の判例により、捜査目的でのビデオカメラの使用に際しては、捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ相当な方法により行われる限りにおいて、任意捜査として認められるものと承知しております。こうした許容性の判断については、個々の事案ごとに当該場所の性質だとか、現行犯の立証や既に行われた犯罪の犯人の特定等の具体的目的、事件の重大性や嫌疑の程度等の撮影の必要性、第三者が撮影対象に含まれるか否かなどの撮影方法の相当性等を子細に検討の上、適正に運用しております。

また、今後もその運用について何ら変わることはございません。

甲斐会計課長 会計関係のお尋ねについて、お答えいたします。

まず1点目の宛名のない見積書の使用でございますけれども、会計の契約手続において宛名のない見積書は必要な要件を欠いているため受領しませんし、使用もしておりません。

2点目のカメラの借り上げ台数の29年と27年度の関係でございますけれども、平成27年度は年間の延べ借り上げ実績の台数でございます。臨時で借り上げた物も含めたことから数が多くなっております。平成29年度分は、臨時で借り上げる物は現段階では分かりませんので、年間を通して借り上げる予定の台数をお答えしたものでございます。

加門警務部長 過去5年間、平成24年度以降の病気等による休職者数につきまして、お答えいたします。

県警全体で延べ40名でございます。このうち精神疾患による休職者は延べ26名でございます。

また、平成24年以降の5年間で自殺した職員でございますが、1名でございます。

板井交通部長 不起訴処分事案の行政処分について、お答えをいたします。

運転免許制度による行政処分は、交通事故事件における刑事処分の結果が不起訴であっても、事実認定ができれば点数制度による点数を付し、累積点数に応じて免許の取消し、または免許の効力の停止等の処分を行います。

そもそも刑事処分と行政処分はその目的及び手続を異にするものであり、刑事処分が不起訴になったことによって、行政処分の結論が左右されるものではありません。

判例の1つといたしまして、平成19年6月6日、東京地方裁判所で、原告は本件違反行為をしたものであり、原告の刑事処分は起訴猶予処分であって、嫌疑なしを理由とするものではない。また、もとより刑事処分と行政処分とはその目的及び手続を異にするものであるから、原告が刑事手続上不起訴処分に

なったことによって、この結論が左右されるということとはできないと判示されたものがございます。

県警察では厳格な交通事故事件の事実認定が行われており、仮に刑事処分が不起訴処分になった場合でも、審査の結果、事実認定ができるものにつきましては行政処分を課しております。

行政処分根拠法令につきましては、道路交通法第103条により、政令で定める基準に従い、免許を取消し、6月を超えない範囲内で免許の効力を停止することができることと規定され、道路交通法施行令第38条により、その基準が規定されております。

堤委員 では、再質問をいたします。

実際に宛名のない見積書について受取はしていないと。じゃ、現場の警察官で、今回の場合には、あなた方が言うには個人でしたということになっておりますよね。そうした場合には、宛名のない見積書等が警察署の中でまかり通っているのかということを確認をいたします。

それともう1つ、台数の関係ですけれども、リースとして借り上げられているんですけれども、県警そのものが所有をしている台数はあるのかどうか。平成23年度からリース及び所有台数はどれぐらいあるのかというのを教えていただきたいのと併せて、ビデオカメラの機種といいますか、これが別府署のやつは人感センサー付きの機種でしたけれども、それが何台ぐらいあって、それ以外がどういう実態があるのか、併せてね。

それと、さっき事件等については具体的な中身は言えないというようなお話だったんですけども、しかし、仮にDV事案が何件とか、ストーカー事件で何件とか、そういうところまでの件数というのは言えるんじゃないですか。それにどう使ったかという件数はね。これについて再度お伺いをいたします。

まず、先にそこを聞きましょう。

小代刑事部長 捜査用ビデオカメラの県警が所有している台数ということですが、

捜査用ビデオカメラについては、約190台
県警としては保有しております。その機種
の内容等については、まさに捜査の手法だとか、
捜査力に関わることでありますので、その点
は差し控えさせていただきたいと思いを
ます。

その中で、DV、ストーカーにどのくらい
使ったかというのは、今ちょっと手元にその
資料がございません。

宮脇生活安全企画課長 平成28年はスト
ーカー事案で5回使っております、通常のカメ
ラですね。そして、ドアスコープというの
がありますが、これを3回使っております。

甲斐会計課長 先ほどお尋ねがございま
したまず領収の関係でございませけれども、
会計の契約手続では宛名のない領収は付け
られませんので、これを使用することは絶
対にございません。会計手続上で受領する
こともございません。（「見積りだよ」と言
う者あり）見積書ですね、すみません。

それから、2点目の県費で借り上げた分
のカメラのリースの台数でございませれ
ども、平成25年度が85台、平成24年度
が23台、平成23年度が15台。このよ
うになっております。

堤委員 DVが何件とか、ストーカーが何
件とかいう件数を聞いたわけじゃなくて、
さっきちょっとびっくりしたのは県警が1
90台所有されているという話がありまし
たね。それとあと、リースのやつもまた
別にあるわけですね。そうすると、かな
りの台数があるわけですよ。それがDV
事案にどういう形で何件ぐらい使われ
ているのか、別にDVとかじゃなくて、ど
ういう捜査に使われたかという内容を
僕は聞きたかったんですよ。DVが何
件とか、ストーカー事案で何件、ドア
スコープが何件じゃなくて、どうい
う事案に使われていたのかというのを、
事案を知りたいわけですよ。件数を。
それをちょっと最後伝えてください。

それと、リースが23年度から、今数字
がありましたけれども、これの、だから
県警が所有しているのは190台という
のが、多分

今現在だと思うんだけど、大体平均で、
ずっとここ何年かは190台は所有して
いる。それプラスリースもあるという認
識でまず1つはいいんでしょうか。その
点も再度ちょっと確認をしましょう。

小代刑事部長 捜査用ビデオカメラ、
罪種に関わらず、その必要性に応じて
それは使用しておりますが、いかなる
ですね、いかなる事件にどのような機
種をどの程度使っているかということ
を明らかにすることについては、やは
り今後の捜査に支障を来すおそれ
があると考えますので、その点につ
いては控えさせていただきたいと思
います。

甲斐会計課長 カメラの保有台数の
関係でございませけれども、これは年
度によってかなり変わってきます
ので、今一番新しい、今持っている
カメラが何台かという部分はお調
べしまして、先ほど刑事部長から
お答えがあったとおりでございま
すので、ちょっと何年度、例えば、
23年度当時何台あったかという
のは、今すぐにはお答えすること
ができませんので、御了承願
いいたします。

堤委員 最新で190台という数字
が出てきましたね。つまり、それ
以外にリースがあるというのは事
実でしょう。そうすると、200
台を超えるそういうビデオ関係
の機種、機材があるわけですね。
それを使ってね、さっき小代刑
事部長は、捜査に影響するから
云々と言いましたけれども、平
成28年度でストーカーでは5
回ビデオカメラを使っている。
ドアスコープでは3回使ってい
るというお話がありましたよね。私
は別に人感センサー付きを何
台DVに使ったかとかいうのを
聞いていたわけじゃない。何回
もさっきから言うんだけども。

だから、仮に痴漢事案で14台
使ったとかね、例えばよ。どう
いう事案ごとにどれぐらい使
ったかということは分かるで
しょうから。別にそれを出した
からといって捜査上影響が
出るかという、それはないで
しょう。だって、ドアスコー
プを3回使ったという答弁
されているんだから。これを
ちょっともう少し

その事案ごとにね、機種はいいですが、どう
いうふうな、何台使ったかというのは分かれば、それを知らせてほしいと思います。

それと併せて、最初の頃、例のカメラの設置について警察庁の通達があって、最高裁の判例があったというお話がございました。もう御存じのとおり、GPSの捜査では最高裁判例でこれは違法と断定されましたよね。GPSとビデオカメラというのは、基本的に一緒だと思うんですよ、使い方は。個人のプライバシーを侵害するという面では。断罪されているわけですから。ですから、そういう点は、このGPSとの関係で、今回のビデオカメラの考え方については、最高裁の判例を金科玉条にしていますけれども、その判例が覆るわけですからね。そういう点で、県警としてはその判例についてどう思っているのか。併せて、今後何らかの形で影響が出てくるのかどうかについてもちょっと再度お伺いをいたしましょう。

小代刑事部長 委員が言われるように事案ごとにどの程度かということではありますが、そもそもですね、先ほど言ったとおりの考えが変わることはありませんが、ビデオカメラのほとんどはコンセントを用いて電源を取るものがございます。別府のような事案というのは、ごくまれであります、そのような場合については管理者の承諾を必ず得ることが必要でありますので、それは適正に使用されているわけでありまして、それ以外についても、管理者の承諾だとか、被害者もしくは被害関係者、それから協力者等の承諾を得て、そういったカメラの使用については適正、厳格に進めているところでございます。

それから、GPSとの関係でのお尋ねがございました。その判決、それから、警察庁からの通知もでございます。県警では今後それらのことを踏まえて、個別の捜査につきましても、適正に対応してまいりたいと考えております。その判決が出て、じゃ、今後の県警の捜査にどのような影響があるかということについては、ここでは、今の段階で申し上げることは

ちょっとできないと考えております。

堤委員 件数はどうなっているのですかと。さっきストーカー事案で5件、ドアスコープで3件と、もう出た。数字が今出ないということ、それとも、調べれば出るということ。出ているじゃん、さっき。DVが5件というのは。だから、そういう事案ごとに、どういところでそういうコンセントを使ったビデオを使っているのか、人感センサー使ったか分からないですけれども、どういった事例で、どういった犯罪でそれは使われているかというのは、我々実際知らなければいかんと思うんですよ、そういう点ではね。

小代刑事部長 先ほど言ったことの考えに変わりはないんですが、もう少し言えば、窃盗事件、それから放火事件、器物損壊事件等において、その必要性に応じて使用しております。ただ、その事件にどの程度、どの機種をどうそのボリュームを使っているかというのは、捜査に支障を来すおそれがあるということでもありますので、御理解を願いたいと思っております。

堤委員 部長、別に機種は何と言っていないじゃないですか、別に。さっきはたまたまコンセントという話があったから、そういう話を出しただけであって、つまり、そういう器物損壊に仮に10件、窃盗に5件とか、そういう数字は出るでしょう。さっき出たんだから。これが今出ないという理由は全く成り立たないでしょう。出ているのに出ないということもおかしな話でしょう。それを1つ再度答えてもらいます。

コンセント付きのカメラというのは、管理者から当然電源をもらうんでしょうけどね。それが大体何割ぐらいを占めていますか。今の2点ですよ。

さっきの続きをちょっとやるんですけども、自殺でね、5年間で1名亡くなっているというお話がございました。この亡くなった方の原因というかな、経済的な問題だとか、仕事の問題とか、そういうのが分かればそれを1つ教えていただきたいのと、あと精神疾

患で26名か、精神疾患があるんだけど、この原因も多分調べたと思いますから、その調べているのを教えてください。

あと最後に自動車運転免許の関係でいうと、さっき高裁の問題の話が出ただけだけど、東京高裁とか京都地裁、この運転免許取消処分を取り消すという判決もこの前出ております。そういう点では、この問題で刑事罰と行政処分は別というものは、これも話は聞きましたし、分かりました。しかし、今回なぜこれを問題視するかというと、やっぱり現場の警察官は公道を通行したという事実は確認していないにもかかわらず、結局、行政処分をしたと、そういう事例があるわけですね。調書の取り方も問題あると思うんだけど、出頭告知書も通知をしていないだとか、また、裁判第1回口頭弁論のときに大人数の警察が取り囲み、口頭で処分を伝えようとしたりだとか、有効な免許証で運転しておる以上、おまけに裁判中でもあるわけですから、そういうやり方というのはちょっとやり過ぎじゃないかなと、私も感じたんですよ。そういう点ではどのように思っているかというのを再度お伺いをします。

松坂警察本部長 今の堤委員のお尋ねの1件目と2件目について、私からお答え申し上げます。

小代刑事部長から度々御答弁を申し上げておりますが、その内容は、捜査の方法、捜査の手法、警察の捜査力に直接関わる事項については詳細なお答えを差し控えさせていただきたいというものでございます。どういう事件に何件ぐらいカメラを使ったのか、あるいはそのカメラのうちコンセントが付いているものが何台ぐらいあるのかといったものは、まさしく警察の捜査力に関わる事項でありますので、こちらにつきましては、私どもとしては答弁を差し控えさせていただきたいと、このように考えております。

2点目について担当部長よりお答え申し上げます。

加門警務部長 御質問ございました自殺した

職員の原因につきましてでございますけれども、これにつきましては個人のプライバシーに関することでもあり、また、御遺族の強い要望もございますので、回答は控えさせていただきたいと考えております。

また、精神疾患で休職した職員についても同様でございます。

仲井監察課長 委員御指摘の取消訴訟の関係について、私から御説明させていただきます。

原告は、未車検の自動車を運転したことによる道路運送車両法違反を起訴として、当県本部長が行った60日間の運転免許効力停止処分は違法、無効であると現在の審議で主張されております。平成28年11月24日付けで当該処分の取消しを求めて、大分地裁に大分県を被告とする訴訟を提起して、現在、審議中です。この審議において、当方の主張は述べていきたいと思っておりますので、この場での詳細な回答は控えさせていただきます。

嶋委員 堤委員、ほかの委員の質疑もありますので、簡潔に締めくくってください。

堤委員 ちょっと確認しますけれども、刑事部長、さっき5回あると言ったことは、捜査上については全くこれは問題がないから、ストーカー事案で5回、ドアスコープ3回と言っていると認識してもいいわけですね。全く捜査上に関係ないということで。

つまり、さっきの部長の答弁からすると、そういうことでしょう、結局。支障が出ると。だから、台数等については言えないということですから。そういう認識を私はします。言えるやつと言えないやつがあるということ認識として正しいと私は認識をしておきますからね。

それと、裁判の関係でいくとね、裁判の中身をどうのこうの言っているわけじゃないわけ。その手法として、やっぱり係争中でもあるわけだから、それは裁判の中で明らかにして、どっちか白黒つけるのは当たり前、これも当然だと思います。その中で、せっかくそうやって裁判でやっているんだから、そういう強引なやり方というのは、今すべきじゃな

いんではないかということをお私言は言いたいの
であって、別に裁判の中身をどうのこうの言
っているわけではありません。その点は誤解
なきように、これはちょっと言っておきます。
仲井監察課長 委員御指摘の取消訴訟の關係
なんですけど、強引にうんぬんやった部分
を含めて、この審議の中で当方の主張をして
まいりますので、この場での言及は控えさせ
てまいります。

裁判において当方の主張はしていきますの
で、御理解願います。

宮脇生活安全企画課長 委員指摘のストーカー
一等の關係は、これは被害者対策でございま
して、捜査というものではございません。被
害者の安全確保をするための部分でございま
すので、その辺を理解いただきたいと思いま
す。

堤委員 最後に。自殺した方の1名というの
は、職員さん、それとも現職。

加門警務部長 確認なんですけども、職員と
現職とはどういった。

堤委員 警察官なのか、それとも事務職員さ
んなのかということ。

加門警務部長 それにつきましても、お答え
は差し控えさせていただきます。

末宗委員 警察本部予算概要、予特にちょっ
とおらんかったものだからね、聞きたいんだ
けど、一番上の鑑識科学センター整備事業費
で4億3千4、5百万円、年間出ているんだ
けど、これの全体事業費で計画で何年ぐら
いで、そして今どういうところにある、そし
て、これをやればどんなふうな成果が出てく
るとい見通し、そこあたり全体含めてお願
いします。

甲斐会計課長 委員お尋ねの鑑識科学セン
ターの概要でございます。

まず、建設費の総額でございますけれども、
12億6千万円を予定しております。経過は
平成27年度に基本設計などをいたしまして、
これに約600万円程度、平成28年から実
施設計、これが約900万円、平成29年
から建設が始まって、初年度に4億3千万
円、

平成30年に7億円程度で、総額12億6
千万円を予定しております。

建設に至った経緯でございますけれども、
現在、鑑識科学センターは新館の11階と1
2階、それから別館に分散して業務を行っ
ておりますけれども、円滑な作業という面
からは非常に非効率な上に非常に手狭にな
っておりますので、鑑識課とともに移転さ
せて、証拠品保管庫なども整備すると、こ
ういった事業の概要になっております。

原田刑事企画課長 鑑識科学センターが
出来上がったときの効能について、御説明
します。

2つあります。まず1点は、今、会計課長
が言ったところの趣旨とダブるところはあ
るんですけれども、科学捜査の高度化と鑑
定環境の整備を行うというのが大きな目的
でございます。

2点目は、やはり本部機能をそこに集中
化させることによって、鑑識と科捜研は
やはり横の連携が必要でございますので、
それを1つの建物の中に一緒に入れるとい
うところで集中化を図っていきたいとい
うところが期待できるところでございま
す。

末宗委員 どこに建つんかな。ちょっと大
分の場所を、よう土地勘がないので。

甲斐会計課長 大分市高江にですね。

末宗委員 どこかい。

甲斐会計課長 大分大学の先でございま
す。先の団地街の奥に県のインテリジェ
ントタウンがございまして、いろんな企
業がそこに誘致されています。その一画
でございます。

馬場委員 3点ほどお尋ねをしたいので
すが、先ほど堤委員からもしたんですけ
れども、休職者の方が40名で、その
うちの精神疾患は26名ということで、
その方々の部分について、例えば、
ストレスチェックだとか、そういう
ことはどのようなことがされているの
か、それが1つと、もう1つは先ほど
のビデオカメラの件で190台を保有
しているということで、そのビデオカ
メラプラスその予算ですと何十台と
しているようなんですけれども、190
台自体でもういけないのかどうか、その

カメラと予算に入っている、単年度ごとのこの予算のカメラのそこは違うのかどうか、それで190台保有しているのであれば、それでいけるのではないかなと思うんですけども、その辺のことが1つと、それから、429ページの交通安全施設整備費の7億6,867万8千円というのがあるんですが、多分、信号機だとかいう部分ではかなり要望が出ていると思うんですけども、その要望が出ている中で、この予算でどのくらいの要望が達成できたのかなというところをお尋ねしたいと思うんですけども。

加門警務部長 メンタルヘルス不調者に対するフォローというところで御質問がございました。こちらに対しましては、県警といたしまして、組織的な対応を図っているところがございます。この内容は、メンタルヘルス不調の予防対策から早期発見、早期治療対策、それから、円滑な職場復帰、復帰後支援対策までの総合的なものでございます。具体的に対策の全体像として規定しておりますメンタルヘルスサポートプランというものと、メンタルヘルス不調職員の療養開始から職場復帰までの支援対策を定めた職場復帰支援プログラム、それから、円滑な職場復帰のための出勤訓練要領を定めました試し出勤等実施要綱を策定いたしまして、平成24年4月から施行して取り組んでいるところでございます。

原田刑事企画課長 先ほど言いましたように約190台の保有につきましては、過去に備品として購入したもの等々を年々使っているわけなんですけれども、どうしてもこういう機械というのは性能もだんだんよくなってきますし、その事案ごとに応じてですね、具体的には申しませんが、警察が保有しているその装備では足りない、そのカメラでは性能的に足りないということもございまして、そういうものについては必要な都度リースを受けるということをとっておりますので、190台の中で使い回しするのが一番ベストなんだろうけれども、事案によっては業者から借り上げるということが当然生じてきま

す。

森交通規制課次席 信号機の新設要望の設置箇所数についてお尋ねがありました。要望数については、毎年約100件程度の信号機の新設要望がございまして、そして、毎年、信号機の設置について約30件を新たに設置してございまして。

馬場委員 休職されている方の復帰は、かなり年数かかる方もいらっしゃるかも分かりませんが、復帰は大体なされているのかなという、その辺の状況と、それから、ビデオの件については、今まで多分、必要性、相当性でかなり論議されて使われていると思うんですけども、令状があってビデオを付けたという例は今まであるんですかね、そのビデオを使用するときに。

それと、GPSとかいうのも装備品としてはあるんですか。その点もお聞きできればなと思うんですけども。

小代刑事部長 令状を取得してビデオカメラを使用したということはございません。ただ、事件によっては検証許可状を持って、その検証する場面でその手法として検分とか検証の中でビデオカメラ、スチールカメラ等々使うことはございます。ただ、ビデオカメラそのものを使うために個別の令状を取得したということはございません。

加門警務部長 メンタルヘルス不調者の復帰に関するところでございます。これにつきましては、個々のというところでございまして、先ほど申し上げましたメンタルヘルスサポートプラン、これは平成24年に導入しておりますけれども、ここの前後でちょっと状況をお話しいたしますと、このプランで初めて30日以上以上の休業をした職員というところで見ますと、このプランの実施前は、平成23年度は1割程度が180日以内に復帰した割合というものでございました。これがプランの実施した平成24年度以降は4割から7割ということで推移しております。このプランに掲げました早期発見、早期治療対策による重症化予防と円滑な職場復帰、復帰後支

援対策が効果を上げているものと考えておるところでございます。

堤委員 答弁が漏れている。GPS。

松坂警察本部長 すみません、私からお答えいたします。

捜査に関する警察装備について、先ほどもお話ししましたとおり、捜査の具体的内容ですとか捜査力に関する事項ですので、お答えは差し控えさせていただきます。

なお、被害者対策用としてGPS機能付の非常通報装置、これを21台所有しております。

二ノ宮副委員長 概要の9ページの交番駐在所建設費1億183万7千円。交番はもちろんですけど、駐在所というものがだんだんなくなっているというのは寂しいというか、特に地域が疲弊する中で、駐在所は大切だと思っています。今回、大在と佐賀関を統合しようという話なんですけど、その場所の決定とか、それから住民の合意というものはどうやって取っているかというのをちょっと教えてください。

芹川警務課組織企画監 29年度予定しております佐賀関、それから坂ノ市、これにつきましては、それぞれ地元自治会の自治委員さんの総会と、それから警察署協議会、住民代表の協議会の委員の方々、それから、各駐在所、交番等のやはり協議会というのがございますので、そういった住民代表の方に対する説明会等々、統合再編の計画ですね、これを説明して、理解を求めたところです。

それから、予定地の関係でございますが、それにつきましては、坂ノ市地区につきましては、従前から坂ノ市地区に駐在所を統合して交番を新設してくださいという要望がございました。それに基づきまして、坂ノ市の駅前を中心に、候補地を選定して、ここでどうだろうかということで、今現在、国道197号、幹線道路沿いに適地を見つけまして、今後、予算が付きましましたらば、用地の交渉という形で考えております。

それから、佐賀関の駐在所を新設する場所

につきましては、やはり地元住民の意見を取り入れまして、旧佐賀関町内の中心部、こちらの方に、それも市有地をお借りして設置するというので、地区の意見を取り入れた形で話を進めておるところであります。

二ノ宮副委員長 今、南警察署内で、挟間と賀来ですかね、それで統合計画の話が今あっているんですけど、もちろん24時間体制の交番もお互いに大変いい面があるし、別に反対するわけじゃないんですけど、場所の選定とか、そういうものは是非、例えば今私が聞いている範囲では医大のそばなんです。ところが、挟間町全体と考えたときはどうしても旧庁舎の向原の位置。なぜならといろいろ聞いてみたら、結局、南署管内で賀来との関係がありますとかというような説明だったんですが、その辺を是非住民の声を聞いてください。それともう1点は、こうやって計画的にやられているようにあるんですけど、その県の県下全体の統合計画といいますか、何かそういうものを実際持っているんですか。学校の統合みたいに。これは今、県警が考えているのは南署の挟間と賀来が終わっても、その後の計画とかずっとあるでしょう。

芹川警務課組織企画監 駐在所、交番の統合につきましては、再編、統合をずっとしておりまして、今のところ、平成22年に警察署の統合等も含めました計画を、部外の委員から意見を頂戴して、警察署、それから都市部の駐在所の統合、再編という形で計画案を策定しました。それに基づきまして、今、佐賀関地区、それから坂ノ市地区、それから、都市化が進んでおります挟間地区、この駐在所の統合再編というので一応、今のところ計画が終わるといふめどになってございます。当初、挟間地区につきましては、2駐在所体制だったんですが、再度見直しをして、交番新設が望ましいという意見もございましたので、住民の意見を取り入れて、交番の新設ということで計画を変更したところでございます。今のところ、その挟間で一応今のところ計画はめどが付くというところで考えており

ます。

二ノ宮副委員長 分かりました。もうもちろん合理化というのは必要なんですけど、学校がなくなると、その地域が疲弊するように、やはり駐在所がその地区にとって安心・安全という面から見たら大切だと思います。だから、合理化面だけじゃなくて、是非できるだけ残す方向でお願いをしておきたいと思います。要望です。

嶋委員長 ほかに、御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会関係の審査の際に一括して行います。

次に、第45号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

加門警務部長 議案書255ページをお開きください。

第45号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について御説明いたします。説明は、お手元の文教警察委員会説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。こちらで説明をさせていただきます。

まず、資料1上段の条例の概要を御覧ください。

今回改正する大分県地方警察職員定数条例には、警察法に基づき、本県の警察職員の定数等が規定されております。

なお、警察官の定数につきましては、警察法施行令に各都道府県ごとの定員の基準と階級別定員の基準がそれぞれ示されており、それに基づいて規定されております。

次に、中ほどの条例改正の理由を御覧ください。

今回の改正理由は、平成29年度地方警察官の増員であります。

昨年12月の平成29年度政府予算案の閣議決定を受けて、当県は、人身安全関連事案対策の強化等のために、合計9人の増員配分の内示を受けたところであります。

これに伴いまして、その下の条例改正の内容の表のとおり、警察官の定数を改正いたします。

具体的には、今回9人の増員を受け、警察法施行令に規定する階級別定員数の基準により計算しますと、警部補及び巡査部長が1,189人、5人増、巡査が624人、4人増となり、警察官全体で2,092人、9人増となるものです。

なお、この改正条例は、平成29年4月1日施行を予定しております。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願27「共謀罪」の新設に反対する意見書の提出についてですが、本請願は、今国会に提出された組織犯罪処罰法の改正に関するものでありますが、法案は独立した機関であります法務省が所管しておりまして、県警察は所管外ということになります。

したがいまして、本請願の審査につきましては、委員の皆さんからの御意見を伺った上で、可否を諮りたいと思います。

御意見等がありましたらお願いします。

堤委員 紹介議員になっていきますんでね、請願そのものと意見書は読んでもらえれば分かると思います。閣議決定されて今国会に提出された法律案、共謀罪と我々は呼んでおりますけれども、当初、テロ対策と政府は言っていましたけれども、テロという言葉すら入っていない。呼称としてテロ等準備罪と言っているだけの中で、この法律案の中身をよく見ると、国際的な組織犯罪の防止に関する

国連条約を実施するためと。つまり、T O C 条約といって、イタリアでできた条約そのものが日本が批准できないということで、これを批准するためにはこの法律が必要だと言われてはいますがけれども、この国際犯罪防止条約そのものというのは、御存じのとおり、マフィアの、そういった暴力団等の経済的な問題を管轄する、そういう条約なんです。この条約がなくても日本は13本以上ものいろいろなテロ対策も含めたハイジャック防止だとか、様々な条約というのは批准をしております。併せて、国内法もそういう点では整備もされているわけですね。ですから、そういう点でこの法律そのものを今国会に提出する必要性というのは、私自身は考えられないと思っておりますし、1つは県警にちょっと確認しておきたいのは、今現在の刑法等については実際に起きた犯罪のみを罰するというのが基本的な考え方だと思うんですけども、県警として、もう何主義というか分からない、実刑主義というのか、そういうことについて1つだけ確認をしておきたいし、この法律の中で、2人以上で計画をすればと、いわば計画という言葉が今回入っておるんですけども、計画段階で今の現行刑法では取り締まることはできるのかどうかという、この2点をまず先にちょっと確認をしたいと思えます。

小代刑事部長 まず1つの、今、委員言われました実刑主義というのが、ちょっと理解できないんですけど、一般論として、それぞれの刑には犯罪構成要件というのがございまして、その犯罪構成要件に該当するか否かで判断することになると。一般論としてしか言いようがございませんので、その点は御理解ください。

それから、計画罪、計画をただけということで、それも委員おっしゃられる、お尋ねが組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の改正案のことと思われまじけど、先ほど委員長が言われたように、それに関わる部分でありまして、県警としてそこについて申し上げる立場でもありませんので、

御理解を願いたいと思っております。

堤委員 まあ、当然計画だけで犯罪を取り締まりよったら大変なことです。本来、そういう取締りというのは基本的に私はできないと思えますし、だからこういう法律を今作ってきている、計画だけで取り締まりをしちやおうというふうな。非常に重大な問題があるわけですね。組織的な犯罪集団については、定義も明確にされていないでしょう、これ。これ国会でもいろいろ審議をされております。その中でも、テロ組織や暴力団以外でも含まれる場合もあると。つまり、任意の団体だとか市民グループだとか、またNPO法人だとか、様々な団体もそれに含まれる可能性がある。国会で答弁しているね、法務大臣が。そうなってくると、これも、誰がそれを判断するかというのは捜査関係者になるわけですね。捜査機関が解釈とか裁量でいろんな団体について対象になり得るといって、こういう非常に大きな問題もあります。

併せて、当初670を超える構成要件を上げていましたけれども、最終的には公明党との調整の後、277という、そういうのに狭めましたね。これ、実際に限定という言葉で使えない、もともと仮に政府が言うように国際条約に該当するんであれば、670になる。全部の法をこの中に入れなきゃならんのに、それさえも入れていない。つまり、本質の条約そのものをこの法律の中には運営をされていないというのも非常に大きな問題があるわけですね。ですから、そういう点では法としてもその体系も全くされていませんし、先ほど来からちょっと問題になりましたね。カメラの問題だって、GPSの問題だというのは、捜査機関がそれを裁量によって、この法律が成立すれば、そういうことを計画的にやっせしめようという、そういう危険性、拡大をされるという危険性も非常に強い。そういう点で、是非これは請願は採択していただきたいし、277項目の中で、森林法とか、あと児童福祉法とか生協法とか労働基準法とか弁護士法、消費税も地方税もいろんなやつが入っ

ているわけですよ。こういう問題でこの共謀罪の中に入れ込んでしまうということは、まさに市民の行動を監視するという、そういう社会になってしまう。だからこそ、今、大分県弁護士会も日弁連も反対をしていますし、昨日が閉会日でしたけれども、宮崎県議会でも慎重審査を求めるというのを自民党の議長も含めて、全会派一致でこれは採択をしているんですね。それぐらい、今、全国の運動の中でもこういう共謀罪については反対するという、そういう流れが強まってきておりますので、是非委員の皆さんには紹介議員として、採択をしていただいて、採決をしていただきたい。

今日はその関係の傍聴の方も来ておられますので、是非そこら辺は真摯に検討していただいて、お願いしたいと、これは私の意見であります。

濱田委員 今、お話がございましたけれども、現在、審議中の問題でありますし、また、新しい法律を制定するという、そういう声というのは大体県議会に来るならば、論拠を警察じゃなくて総務企画委員会ですね、そこに付託をされる問題じゃないかなということを感じますけれども、警察本部長として、この委員会にこの問題が振られたというのをどんなふうなお考えをお持ちなんですか。

松坂警察本部長 まさしく今委員のお話がございますとおおり、国会で御議論がされている法律案についてでありますので、それは県警としては何かを申し上げる立場にはないというのが私どもの考えでございます。

濱田委員 だから、担当の現場が何も答える権限がないというのを我々何で審議しなきゃいかんのか、それが非常に不思議なんですね。特にこの請願にも書いてあるように、近代刑法では、犯罪行為が行われた場合、その犯罪行為を罰することを原則としておる。ただ、何もやっていない、ちょっとそれを我々に審議させて、そして、結論を出せというのは、私は時期尚早だと思うし、もうちょっと国の、いわゆる国会の審議を待って、それからでも

いいんじゃないかなと私は感じておりますけれども、皆さん方に御意見をお伺いしたいと思います。

末宗委員 今、濱田委員が言ったとおおり、もう法務省という話で、ここの委員会に来ているんだけど、法務省だったらいろいろいろいろあるんだけど、その上で文教警察委員会に入れるということは、やっぱり警察関係の職務が多いということがまず基本にあると思っているんだけどね。先ほど言った近代刑法で犯罪行為が行われた場合は、その犯罪行為を罰することを原則とか言うけど、刑法で一番難しいと僕は思っていたのは、故意の確定、未必の故意とかいろんなのがあったよね。それから、共犯、これは共謀罪に一番近いよね、故意と共犯と未遂、今度の場合、計画等は全てあるから未遂の関係も出てくるんだけど、そこらあたりの法体系、罪刑法定主義の中でやっているんだろうけど、僕たちこれは団藤重光とかああいう頃やったんよ。今、誰が牽引者か分からんけどね。そういう、何か警察本部長は恐らくそこらあたり勉強しているから、警察本部長のお考えをちょっとかいま見させていただきたい、見識を開いていただきたい。お願いしますわ。

松坂警察本部長 警察本部長として個人的な見解を述べるのはまず差し控えさせていただきたいと思いますが、警察としてはやはり制定されました法律に基づいて職務を執行するというのが私どものスタンスでありまして、今まさに国会で議論がされている法律案について、これがどうであるといった形で述べるものでは全くないというのが私どもの考えでございます。（「しょうがないか」と言う者あり）

堤委員 さっきの、今の審議をもう少し続けていこうというお話がありました。これは国会に上程をされています。当然、国会で審議されているから、当然、国会で、通った後、通すなという意見書では合わないわけですからね。だからこそ、この3月議会というのが大事だということなんです。

県警の問題というのは、それは分かる、いろいろお話しされているからね。これは我々自身が議員として委員会に付託されているわけですから、この中身をやっぱりよく見てもらって、これ自分たちに関係する法律ですよ、共謀罪というのは。誰も第三者はないんですよ、先ほど言ったいろんな、277もの構成要件が入ってくるわけですから、それ1つどれかに該当すれば、これに抵触してしまうというおそれのある法律なんです。

だからこそ、県議会として意見を持ってね、だから宮崎県議会は全会派一致で採択したわけでしょう。だから、大分としても、やっぱりそれはやるべきだと私は本当に、本気でこれは思います。

じゃないと、例えばの話ですよ、沖縄で今、辺野古新基地建設問題があっていますわね、あそこで以前、米軍の敷地内に入ったと言って逮捕された人がいるね、威力業務妨害罪と言ってそういうので逮捕された事件があるんですよ。しかし、今回は入ったから当然逮捕されたけど、入る前にそういうことを計画しちゃったじゃないかと言って警察が判断すれば、その時点で、考えただけで逮捕されちゃうんですよ。皆さんも一緒です。だから、そういう点で県議会として、やっぱり私は良識を示して、これはやっぱり請願をね、継続じゃやっぱり遅いですよ。やっぱり採択をして、採決をして、是非採決していただきたいと、本当にそう思います。これは。

濱田委員 採決しようよ、採決を。

嶋委員長 私からもちょっと意見を言わせていただきます。

この法律の目的は、テロなどの国際犯罪を未然に防ぎ止めるということであるという理解をしております。堤委員からもお話があったように、国際組織犯罪防止条約、これ世界の187か国が加盟をしておりますが、我が国にはこの条約に適合する国内法が存在していないため、この条約を批准していない11の国になっております。堤委員からお話があったように、行き過ぎた捜査が行われるので

はないか、えん罪が生じるのではないかという国民の皆さんの懸念もありますが、これから与党間の調整などをしていただいて、国民にしっかり説明をして、そういう心配を取り除いていくことに私は期待をしているところでございます。

堤委員 委員長、じゃあ一言。その条約に入っていないから、もともと日本政府もこれについてテロとは関係ないと答弁してきた、国会の中では。この問題はね。だから、その点ではこれがなっちゃう。さっきね、17もの条約を批准している国内法でも処罰できる、テロについてはね。ですから、わざわざこれを作る必要はない、わざわざ計画まで入れる必要はない。内心の自由です、これは。憲法のね。そういうところでやっぱりあるからね、是非これ、僕たちが思ったらそうされるわけですよ。だから、そういう点では危険なんです。だから、採択ね。

嶋委員長 そういう犯罪を計画段階、準備段階でしっかり手当てをしていくことが私は大事だと思います。テロが起こってからでは取り返しが付かないわけでありますから。私はそう思います。

堤委員 あのね、委員長、違うんよ。今度の法律はね、解釈が全く違うんですよ。国会の審議を聞いちゃくと、そうじゃないですよ。審議の中で、一般団体も含めてその対象になるとかいうことを大臣が言っているわけですよ、いろんなところでね。予算委員会とかそういうところで。これはつまり、政府としての根本的な基本である考え方、まさに委員長が言うような中身じゃないんですよ、実際には。審議の中でね。だから、そういう点では、僕はこれ6月とか9月じゃ遅いんですよ。是非採決しましょう、採択もしましょう。

嶋委員長 それでは、本請願について採決いたします。本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。委員長は不採択と裁決いたします。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

嶋委員長 以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

木村交通企画課長 3月14日施行しました、大分県道路交通法施行細則の一部改正について御説明いたします。

今般の改正では、これまで認められていなかったタンデム自転車の公道走行を可能といたしました。

お手元の文教警察委員会説明資料の2ページ、資料2を御覧ください。

本県では、これまで乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた、いわゆるタンデム自転車は、大分県道路交通法施行細則により道路法第48条の14第2項に規定する自転車専用道路においては走行が認められていましたが、その他の公道での走行は認められていませんでした。

こうした中、昨年12月の県議会において、観光振興等に有用性が認められるタンデム自転車の公道走行を可能とすることについて、御質問をいただきました。

これを受け、既に公道走行が認められている全国14府県に調査いたしましたところ、こうした府県では、タンデム自転車の安全走行を確保しつつ、タンデム自転車を活用して実施しているサイクリングイベントが観光振興等に役立っていること、また、公道走行を認めたことによるタンデム自転車による重大事故も発生していないことが分かりました。

併せて、道路管理者である国土交通省を始め、知事部局関係各課、市町村等にも意見を

伺ったところ、タンデム自転車の公道走行を認めることについておおむね肯定的な意見であることが分かりました。

こうしたことから、タンデム自転車の公道走行を可能とするため、大分県道路交通法施行細則の一部を改正いたしました。

それでは資料2で改正の概要について御説明いたします。

上段の改正前は、冒頭で御説明したとおり、道路法第48条の14第2項に規定する自転車専用道路においてのみ、タンデム自転車の走行が認められていました。

この自転車専用道路では、2人乗りに限らず、乗車装置、つまり座席のことなのですが、これの数に応じた人員が乗っている場合は、3人乗り以上であっても走行することができますが、現在までのところ、県内に道路法に規定する自転車専用道路は整備されておられません。

下の改正後の枠を御覧ください。

左側の枠のとおり、改正後も、先ほど御説明した改正前の規定はそのまま残しますので、今後、道路法に規定する自転車専用道路が整備されれば、その道路においては、3人乗り以上のタンデム自転車であっても走行することができます。

今般の改正で新たに追加したのが右の枠で、2人乗りのタンデム自転車に限り国道、県道等、路線を問わず県内の公道での走行を可能といたしました。

2人乗りとした理由は、タンデム自転車は小回りが利かない、バランスがとりにくいなどの特徴があることから、公道走行を認めているほとんどの府県が2人乗りのみに限っており、かつ、重大事故の発生がないという先例も踏まえ、交通事故防止の観点からも2人乗りが最善と考えたためです。

また、右の枠下段にありますとおり、タンデム自転車は歩道を通行することができません。

現在、通勤・通学等で一般的に利用されている自転車は、道路交通法で普通自転車と規

定されており、道路標識により歩道通行が認められている場合等には、歩道を通行することができるかとされております。

一方、タンデム自転車は車体が長いことなどから、道路交通法上の普通自転車に当たらず軽車両に分類され、車道や路側帯等を通行しなければならないこととされております。

今後、タンデム自転車を活用した観光振興イベント等の活性化が予想されるのですが、警察といたしましては、タンデム自転車による交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携するなどして、交通ルールの周知等、必要な指導啓発に努めてまいります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

馬場委員 私、一般質問をさせていただいたので、大変ありがとうございました。1つ、観光振興ということもあったんですけど、障がいを持っている方と一緒にタンデムに乗って、一般道も含めて走るということも、そういう企画もしていることもありまして、これで一般道も走れるということで、とても障がいを持っている方と一緒に、また、いろんなところが走れるかなということもありますので、大変ありがとうございました。

末宗委員 ちょっと1点いい。自転車専用道路のあり方ですけど、田舎はどの分を自転車専用道路というのかな。あるかな。

木村交通企画課長 先ほど申しましたように、道路法で定める自転車専用道路は現在県内ではありません。

末宗委員 ない。大分県にねえんかい。

嶋委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔松坂警察本部長挨拶〕

嶋委員長 それでは、退職予定の皆さんから御挨拶いただきたいと思います。

〔退職予定者挨拶〕

嶋委員長 それでは、これをもちまして警察本部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

嶋委員長 これより教育委員会関係の審査を行います。

本日は、委員外議員として原田議員が出席されています。

それでは、初めに総務企画委員会から合議のありました第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤教育長 教育長の工藤でございます。

私から冒頭の挨拶を申し上げます。

委員の皆さま方には大変お疲れのところ、大変多くの議案がありますけれども、本日は合議案件1件、議案4件、継続請願2件、諸般の報告5件について説明・報告をできるだけ簡潔にいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

各事項につきましては、それぞれ担当の課室長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

藤本教育人事課長 それでは、大分県議会定例会議案の195ページをお開きください。

第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

説明につきましては、配付資料の1ページをお開きください。

まず、1条例改正の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

2条例改正の概要といたしましては、まず

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例について、大きく4点ございます。まず1点目が、介護休暇の取得可能期間を6月の連続するものを、3つの期間に分割して取得可能とする改正でございます。2点目として、3年以内で、介護のために2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間を新設するものがございます。(3)職員が介護するために、正規の勤務時間を越えて勤務しないことを認める制度。4点目が、忌引休暇に係る子の範囲を育児休業等と同様に拡大するなどの制度改正でございます。

次に、職員の育児休業等に関する条例の改正についてですが、育児休業等の子の範囲の拡大に伴い、(1)として養子縁組里親として実の親等から同意が得られないために、養育里親として委託を受けている子などを含めることを規定するものがございます。(2)として、再度の育児休業等ができる特別の事情に、特別養子縁組が成立しなかった場合の追加や、(3)介護時間と部分休業の合計時間の調整を制度化するものがございます。

関連して、3のように学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の改正も併せて行うものがございます。

条例施行期日は、4のとおり平成29年4月1日でございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

馬場委員 条例改正の現行の介護休暇の6月というのがあるんですが、取られている方というのは現状いらっしゃるんですか。その辺の現状を。

藤本教育人事課長 ちょっと今調べておりません。

末宗委員 待遇改善の条例だろうけど、公務員で一番問題になるのは、待遇改善するけど悪用する場合よね。これを拡大解釈して、大したことないのに介護休暇じゃとかなんとかいうてね、そういうチェックというのはどんなふうにしていくのかなと思って。

藤本教育人事課長 介護休暇は、当然、介護

の状況等の確認を踏まえての休暇の取得ということしております。

末宗委員 証明書か何か取るの。

藤本教育人事課長 介護の認定の状況等の書類も提出を求めます。

末宗委員 まあ、そこらあたりは気をつけてお願いしたいわ。

嶋委員長 時間かかりますか。

藤本教育人事課長 ちょっと今調べておりません。

馬場委員 何が言いたかったかと言うと、6月取った後の、その代わりの方がなかなか見つからない場面があると、こういうのがあってもなかなか取れないような状況もあるんじゃないかなと思って質問したんです。

嶋委員長 後でよろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御答弁の前に採決していいですか。

馬場委員 いいです。

嶋委員長 では、後ほどお答えをいただくということで、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました

以上で合議案件の審査を終わります。

次に、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

森崎教育財務課長 議案書の1ページをお開きください。

第1号議案平成29年度大分県一般会計予算の教育委員会所管分について御説明します。

別にお手元に配付しております平成29年度教育委員会予算概要の3ページをお開きください。

平成29年度教育委員会予算でございます。が、教育委員会の予算額は、左から2列目予

算額（A）欄の上から3段目にありますように1, 141億2, 148万9千円です。

これを右から3列目の28年度当初予算額（B）欄と比較しますと、その右の欄にありますように、額にして3億2, 773万2千円、率にして0.3%の増となっております。

続きまして、先日の予算特別委員会で説明した事業を除く主要な事業について御説明いたします。

38ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の公立高等学校等奨学金給付事業費3億3, 793万円です。

この事業は、高校生の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、非課税世帯を対象に、返還不要の奨学給付金を支給するものです。

続きまして、57ページをお開きください。

事業名欄一番上の小学校学力向上対策支援事業費1億7, 740万3千円です。

この事業は、客観的な数値目標を設定し、学力向上を計画的に推進する市町村に算数の習熟度別指導推進教員を配置するとともに、基礎・基本の定着に加え、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査を実施します。

続きまして、67ページをお開きください。

事業名欄一番上の未来を創る学び推進事業費937万5千円です。

この事業は、平成32年度からの大学入試改革に向け、生徒が主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニング型授業の導入などにより、授業改善を推進し、高校生の学力向上を図るものであります。

その下の地域の高校活性化支援事業費2千万円です。

この事業は、地域の高校が地元で信頼され選ばれる学校となるよう、外部講師の活用などの学力向上に資する取組に加え、地域住民等との連携による学校の魅力化・特色化の取組を行うものであります。

続きまして、69ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の地域みらい創造ビジネスチャレンジ事業費677万5千円でご

ざいます。

この事業は、商業系高校生を対象に、ビジネスの視点で課題を解決できる能力を育成するとともに、地域の課題を踏まえた商業の実践的な学びを推進し、ビジネスに係る総合的な力の習得を図るものであります。

続きまして、75ページをお開きください。

事業名欄下から2番目の青少年教育費のうち、右端、事業概要欄の2行目、1つ目の黒ポツのくじゅう・国東半島を活用した青少年の育ち応援事業費271万4千円です。

この事業は、医師等専門家と連携し、ネット依存など日常生活等に困難を抱える青少年に対し、青少年の家を拠点にくじゅう・国東半島の豊かな自然体験活動を提供することにより、社会的自立を促すものです。

続きまして、98ページをお開きください。

事業名欄一番上の学校保健費のうち、右端、事業概要欄下から4ポツ目の児童・生徒の歯と口の健康促進事業費169万6千円でございます。

この事業は、虫歯本数の多い市町に対し、歯磨き指導、食に関する指導、フッ化物の活用による虫歯予防対策を実施することにより、児童・生徒の歯と口の健康促進を図るものです。

最後に、102ページをお開きください。

県立スポーツ施設建設事業費14億6,992万2千円でございます。

この事業は、武道競技を中心として多目的に活用できる屋内スポーツ施設の整備を行うものです。

施設の本体工事等を進めるほか、模型等を活用した県内紹介展などの広報活動を通じて、しゅん工に向けた機運の醸成を図ります。

以上で、教育委員会の平成29年度大分県一般会計予算についての説明を終わります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

濱田委員 さっき説明があった67ページの地域の高校活性化支援事業2千万円ですけれども、これは言うまでもなく、いろんな地域

で、大分とか特殊なところは別にして、ほとんど定数割れが非常にひどいですよね。だから、これをやはり地域一体で何とか定数をある程度確保するという方向に行くには、やっぱりこういう地域を巻き込んだ、その高校をどんなふうに活性化するかという視点が一番これから大切になると思うんですけども、予算2千万円で足るのかなというような気がしますが、その辺の、どの辺までですね、やはり地域密着度を深めて地域の高校が活性化すると、この2千万円でちゃんとできると考えておるのか、その辺をちょっとお伺いしたいんです。

姫野高校教育課長 本年度指定校は11校で、地域と連携した取組を行ってまいりました。その結果として、11校のうち6校が昨年度と比べて欠員の減少ができるようになっております。

更に、5校ほど新たに今計画を練っておりまして、来年度につきまして、その15校程度の中で地域を巻き込んで、地域と一緒に定員確保等特色ある活動をやっていききたいと。併せて、最終的には学校の力を付けて、そして、最終的には予算立てしなくても定員が集まるような魅力化を目指していききたいという意気込みで、次年度やっていききたいと思っております。

濱田委員 結局ね、私は玖珠ですから、美山高校になりますけれども、今、生まれる人が1万人を割りましたわね。総合的に、県内どこに行こうと、どこかが増えてどこかが減るわけですよ。定数自体、定数というか、その総数自体はそうよそから入って来ない限りは余り変わらんわけで。その辺の認識の中で、その地域の、例えば、玖珠でいいますと去年170人しか郡内で生まれていないんです。もう全部来ているんです、定数いっぱいなんです、160人ですから。

だから、そういうことを今から将来を考えて、今、去年生まれた人はあと14年で高校に入りますから。だから、やはり地域的にその長さ、今からの長さ、それから今の1

年1年という問題をどう学校、もうもちろん一番なのは学校なんです。校長を中心にどんなあれを組んでくるのか。だけど、県教委というのはそれを指導する役目にあるわけですから、その辺の認識はもうちょっと僕は深めていただかんと、恐らくどこかで分校になるか何かにならざるを得ないような学校が何校ももちろんありますよ。今年も監査委員ですから、監査でも随分学校に行かせていただきました。もうこれは何年ももたんなど私は感じておりますけれども、やっぱりその辺もうちょっとね、もうちょっと何かいい答弁をやってください。

姫野高校教育課長 中長期、短期的な取組について、高校教育課でも考えていきたいと思っています。中期的には県の地域創生の取組と一緒に、今、委員がおっしゃったように、その地域に人を呼び込む、例えば、竹田、宇佐のように、いろんなところから人を巻き込んで教育のまちづくりとして、高校が魅力ある学校となるような取組というところまで考えながら進めていきたいと考えています。

馬場委員 2つお尋ねをしたいと思います、57ページの小学校の学力向上対策支援事業というのに取り組まれて、大分県の学力定着状況調査も計上されているんですが、学力をつけるというのはもう本当に一番大事なことだと思うんですが、ただ、小学校の不登校が全国的に増えていますよね。学力をつけるということ、その学力は伸びていっているけれども、その辺の不登校が増えているという、その小学校の因果関係というのは、この学力テストというものが1つあるのかどうか。その辺の弊害、学力テストを行うことによる、何か弊害とかいうのはないのかなと思うんですけど、その辺もしございましたら、いろんな課題があったら教えていただきたいなと思います。

もう1点は、先ほどの98ページの学校保健費の児童・生徒の歯と口の健康促進事業費の3本柱でということでお話があったんです

が、これは具体的にはどのような取組をされるのか、お尋ねをしたい。

米持義務教育課長 学力と不登校の関係について、お答えいたします。

まず、不登校の原因につきましては様々なことが挙げられておりまして、その子の家庭事情とか、あるいは一定期間病気で休むために学習内容だとかが分からなくなっているとか、あるいは友達関係によって学校に行きづらい状況があるとか、様々な理由が考えられますし、またそれが複合されて増えていると捉えております。

小学校におきまして、学力テストがあるために学校に行くのが非常にはばかれるというような話は私の所には届いていないところでございます。

県や国の学力テストの目的は、まずは教師自身が自分の授業の改善のための手がかりを得るといったこととか、その子自身が自分の足りないところをしっかりと確認して、そして、先生とともに補っていき、6年間あるいは中学校の3年間やらなきゃいけないことをきちっと終えて卒業するという、その目的を子供も先生も自覚するためにやっているところですから、その趣旨をしっかりと子供に理解してもらい、そして、それを教師とともに補っていくという、そういう趣旨は次第に定着しつつあると思っております。したがって、委員御指摘のようなところは私は認識しておりません。

井上体育保健課長 歯と口の健康についてでございますが、まず、歯磨き指導、それから食に関する指導、フッ化物の活用ということで、バランスの取れた虫歯予防を行っていきたいと思っております。中でも、本年度まで進めておりますフッ化物の活用というのが、ややまだ遅れがちでありますので、来年度は、その3本柱ももちろん大事ですが、フッ化物の実施校を増やしていきたいと思っております。

具体的な方法でございますが、学校歯科医等にお願ひしまして学校に派遣をして、学校の中で講話等を行う。それから、もちろん学

校歯科医の方にもフッ化物の活用だけでなく、歯磨き指導と、そういったものを併せて行ってもらおうというようなことを考えております。

馬場委員 決して学力をつけなきゃいけないというのは同じなんですけど、ただ、その学力テストを含めて、目的は子供、それから、その教職員が、教員がそこをもとにこれから改善していくというようなところにあると思うんですけど、ただ何かそのテストが点数に陥って、弊害とかいうのが何か出てきていないかなという思いで1つ不登校の例を挙げたんですが、是非その弊害とかいうのがあったりしたこともあると思いますし、当日は休んでもらうとかいう例も全国的にはあったかも分かりませんので、その辺はちょっとお聞きしたところでは。

フッ化物洗口については、やり方としては、希望でやっているんですよ、強制とか、例えば、もう絶対しなさいとかいうことはありませんか、その辺は。

井上体育保健課長 実施に当たっては、学校の教員、それから保護者への説明もしながら、最終的には保護者の同意書を取った上で行うようにしております。

馬場委員 それはもう保護者の同意書を取って、希望でということですよ。

井上体育保健課長 そのとおりでございます。

井上委員 57ページ、小学校の学力向上対策。おおむね義務教育はそちらが管轄しているんですけども、市町村との関わり、連携をどう考えておるかということをお聞きしたいんです。というのが、市町村は大体小・中学校、おおむねそういった関わりが大きいんですけど、県は教育関係で一生懸命やっているんですけど、市町村の教育委員会も同じように意識を高めながらやっていくことが私は必要だと思うんですね。その辺の連携をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

米持義務教育課長 市町村との連携につきまして、お答えいたします。

学力向上アクションプランというものを各

市町村ごとに立案していただいております、そのプランに基づきまして、県としましては学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員あるいは指導教員等の配置を行っております。市町村は、その各市町村の重点的に学力を高めたいところなどの学校を選んでいきながら、そのような教員の配置、加配する教員の配置等を重点的に考えようとしております。

また、どのあたりが弱いかということも市町村ごとに少しずつ違いますので、そのあたりを強化、あるいは配置する学校を選んでプランを立てておりますので、そのあたりの配置が適当かどうかということをお県の施策とすり合わせながら、そのプランを修正していただいて、県の思いと市町村の思いをすり合わせて、常に配置しております。

井上委員 とにかくしっかりやっていただきたいということと、特に過疎地域における小学校、大変人数が少なくて子供たちもですね、ある意味じゃ少ないという意識が強くて、なかなか校長まで、ちょっと別の角度から見ると心配なところがあるんですね。そういう学校こそやっぱり力を入れて自信を持てるようなそういう教育は私は必要だと思うんですけども、その辺についてどうですか、少人数学級、いわゆるそういった過疎地における、小・中学校における対応について何かございますか。

米持義務教育課長 県内どこの学校に行っても、同じような一定レベルの学力が身に付くということは県としても考えなきゃいけないことと認識しております。

また、少人数の学級の場合に、先生の指導しやすい環境というのは逆にありますので、教師の指導力そのものが問われてくると思います。したがって、教科の、例えば、算数、数学の協議会を開催しまして、各学校の担当者を県でお呼びして、一定の求められている授業の進め方とかを講習しながら、帰った学校におきまして、それが実現できるようにということをお県としてはコントロールしているところでございます。

また、複式学級等もありますので、その辺りも指導が偏らないように、その進め方についても、一定の市町村と連携を取りながら、進め方等の指導法を共有しております、一定の成果も上げてきていると認識しております。特に、例えば、玖珠町等におきましては、小学校においては非常に学校規模も小さいところが多いんですが、成果を上げてきて、県の中でも非常にトップクラスに行っているところでございます。

井上委員 しっかり指導をしていただきたいと思っております。

堤委員 2点ほど。概要書の20ページの小・中学校の30人学級の問題ですね。これは大体定例会等で取り上げるんですけども、昨年は第4回で少人数学級の教職員定数拡大について国に改善を要望しているという教育長の答弁がありますし、25年でも少人数学級について、教職員定数の在り方全般について国が検討していくということで答弁されているんですけども、現状、国の状況というか、動向というか、それと併せて県がこう要望されてきているんですけども、それについて国は具体的にどう応えようとしているのかという点が1点。

それと、2つ目は高校教育課になると思うんですけども、例の竹田高校の剣道部員の死亡事件の控訴の関係。全国支援者の会からの県知事宛てに控訴取下げの要請が来ていると報道されていますし、その原文も私読んでみたんですけども、その対応についてどうされているのかと。教育委員会の控訴理由として、全身状態を悪化させる行為が行われたかどうか疑問だとか、部活動に携わる教員に大きな影響があると言っているんですけども、どんな趣旨でこういう内容について決定をしたのか。では、こういうのに向けて国も若干部活動について方向性が新しく出ておりますけれども、その点についてその2点、ちょっと教えてください。

藤本教育人事課長 30人学級に伴う国への要望に対する国の動向についてでございます。

現在、国会で標準法の改正が審議をされております。その内容につきましては、平成29年度から38年度の10年間で国全体の加配定数の約3割を基礎定数化するというものでございます。

その対象となるものが、指導方法工夫改善の加配の一部、外国人児童生徒等指導教員の加配のうちの約9割、それと通級指導加配の9割、そして初任者研修指導教員加配の全体、これらを現在も加配の分を基礎定数化するというような動きが今、国会で審議されている状況でございます。

井上体育保健課長 竹田高校の事件のことについて、体育保健課からお答えします。

全国支援者の会から、ファクスなりいろいろな御意見が県に寄せられております。体育保健課でそれは集約しているところでございますが、その件については現在、裁判中でございますので、そういった件については適宜、その寄せられた意見について集約をしているところではございますが、それについて対応ということは裁判中でございますので、それはしておりません。

3点目の部活動の状況でございますが、先般、部活動の指導員の制度であるとか、そういったものが出されたところではございますが、県としては既に導入を決めている県とか、これから部活動指導員制度とか、そういったものを導入しようとしている自治体等を調査研究をさせていただきながら、検討を進めてまいりたいと、そのようなことを考えております。

堤委員 基礎定数化にするという審議がされていると。例えば、先ほど9割とか3割と言われたんですけども、仮にそれが標準定数法が変わったとして、大分県にとってみれば、どういう定数に増えてくるの。

それと、さっきの体育保健課の関係で、いろいろな意見が寄せられていると、そういうのね。どういう意見が寄せられているかというのは、ちょっと資料として後日で構わないけれども、ちょっと欲しいんですけども、こ

れは誰に言えば。よろしくをお願いします。

藤本教育人事課長 本県への影響についてでございますが、本県の基礎定数化の対象となる一定規模の学校、教員1人当たりの対象児童生徒、そういったものが大分県においては少ないということもあわせて、基礎定数化によった場合は現状の加配の分から定数の減となる見込みでございます。その減については、加配の中で国に要求をしていくということになるかと思えます。

宮迫教育次長 堤委員からございました竹田高校の剣道の支える会、または要望ということですけども、これどういものが出されるのか、ちょっと具体的に検討して、出されるものを資料として提出させたいと思いますので、よろしくお願いたします。

二ノ宮副委員長 67ページの地域の高校活性化支援事業、予算特別委員会の際に関連で定数割れを聞きました。途中でやめたんですけど、一般質問的になるということでもちょっとあのときはやめました。ちょっと教えてください。

前期後期の再編計画が28年度で大体終了したということで、その再編をした高校の定員割れをしている高校をちょっと教えていただきたいんです。例えば、玖珠美山が40人に至らないとか、そういう一定のはあるんですけど、その見通しに対して聞きたいんですけど、その結果をちょっと教えてください。

姫野高校教育課長 再編整備した学校の欠員。

二ノ宮副委員長 数はいいです。高校名だけ聞かせてください。

姫野高校教育課長 国東高校、それから津久見高校、佐伯豊南高校、玖珠美山高校です。

二ノ宮副委員長 私は2年前に県議になったんですけど、それ以前は小学校の統廃合にずっと関わり合いを持っていました。今言った地域の中で学校がなくなると本当に地域が疲弊するというので、今そういうことを中心に県議会活動しているんですけど、一番初めに地域の学校がなくなるんじゃないかということで一般質問して、そして、この活性化支

援事業を予算化していただきまして、そのことについて本当に感謝したいと思っています。

今、例えば、国東とか津久見とか玖珠美山、佐伯豊南とか、恐らく先を見込んで再編計画を立てた。ところが、もう終わる段階でこんなに大きい定員割れができていますと、そういう分析というのはどういう具合にしているんですか、なぜこういう結果が出たかというのは。

姫野高校教育課長 当初の状況に比べて大きな少子化の状況が今続いていると把握をしています。

二ノ宮副委員長 少子化というのは、高校に入る10年前にはもう分かっていると思うんですけどね。

姫野高校教育課長 当初、平成17年のときに立てた高校改革推進計画では、平成26年度に下げ止まりを行うという形で計画を行っておりました。ただ、先ほど濱田委員からありましたけれども、この後、1万を切るような状況の中で、まだ生徒数の減少が起きているというような状況でございます。そういったところでこのような状況が今生じていると考えております。

二ノ宮副委員長 去年のこの事業の内容をずっと資料を頂いて、11校全部見させていただきました。私、由布高校のことばかり言うんですけど、みんなのマイスター養成プロジェクトということで、とりあえず観光科の人間は英語や中国語、韓国語、何でもいいんですけど、片言でしゃべれるような状況で高校を出ることによって、そういう需要がいっぱいあるんじゃないかということで、それを実際にやっていただきました。それと、やはり学校が元気だということで、神楽部が台湾に行ったり、いろんな公演をしたり、そして、全国で優勝したりというようなことで今回、定員がいっぱいになって大変喜んでいますが、そういうやり方をしていかないと、玖珠美山には去年行かせていただいたんですが、校長もすごいやる気で、地域の人たちも本当にすごい支援をしているんですけど、結

果44名です。約3分の1。例えば、玖珠美山に当然来る人たちが、どこの高校に行ったかと、そういう分析もやっぱりやっているんですか。

姫野高校教育課長 地域の中学校の子供たちがどこの学校に進学していったかということは情報としてはつかんであります。

二ノ宮副委員長 これ、この間言ったんですけど、あと3、4年で658名か、あと3年先にね、5年前から見ると減ると。そうなったときに、これからどうやっていこうというように今考えているんですか。間違いなくその現実私は私、来ると思うんですけど。

姫野高校教育課長 現段階では私どもといたしましては、例えば、先ほど言った由布高校、それから中高連携型の安心院高校につきましては、地域からの中学校の率が大変上がっております、今回。そういった形で定員割れがなくなったと。

また、耶馬溪校につきましても、活性化支援事業で、去年の欠員から半減するような状況になっている。今おっしゃったような地域と一緒に取組む活動をますますやっていきたいと。先ほど前回の常任で玖珠美山高校につきましては、来年1年間、これから教育委員会がきちんと入って行って、学力の指導をしていくということを述べさせていただきましたけれども、そういう形で学校と一緒に定員確保の課題に対応していきたいと考えています。

二ノ宮副委員長 1市に1つの高校が絶対に私は必要だというように思っています。そこが消えないように、この活性化事業も少し視点を変えて、更に予算を増やしていただいて、絶対効果が上がっているというように考えていますので、よろしく願います。

嶋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに御質疑等もないので、先ほど審査いたしました警察本部関係部分を含め採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、

原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第43号議案大分県立学校いじめ対策委員会条例の制定について、執行部の説明を求めます。

樋口生徒指導推進室長 議案書の251ページをお開きください。

第43号議案大分県立学校いじめ対策委員会条例の制定について御説明いたします。

説明は配付資料の2ページで行います。

この条例は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を実効的に行うため、その対策について審議し、並びに県立学校から報告を受けたいじめに関する事案及びいじめにより発生した重大事態について調査するため、大分県立学校いじめ対策委員会を設置するものです。

重大事態とは、いじめにより児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある、または、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とされています。

対策委員会の委員は法律、医療、心理、福祉、教育に関し、優れた識見を有する者を10名以内の枠で委嘱する予定です。

対策委員会の設置に伴い、調査の迅速性、公平性、専門性が高まるものと考えております。

下の図左側は、いじめの重大事態が発生した際の調査の流れを示しております。重大事態が発生した場合、まず県教育委員会で調査

の主体を県教委とするか、学校とするか判断しますが、県教委が調査の主体となった場合には対策委員会に調査を依頼し、結果の報告を受けることとなっております。

右の図は、重大事態には該当しないいじめについても、県教委が必要と認める場合に、対策委員会に調査を依頼し、結果の報告を受けることができますので、その流れを示しております。

施行期日は公布の日としています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 1つだけ。この内容はすごくいいと思うんですよ。県立学校についてはこれで担当できるんですね。ただ、私立学校については、当然これは及ばない事態になるわけね。そうしたときに、いろいろ問題があるんだけど、私立学校についてのこういうのもね、どうなんだろうね、教育委員会が、生活環境部の私学振興と共同して、県立でこういうことをするから、私立でも是非こうしてほしいという、そういう横の連携というか、同じ学校ですから、私立か県立の違いだけだから。しかし、いじめというのはどこでもあるわけですよ。そういう点で生環の私学との連携をこの問題はどう取っていかれるのかということをちょっと確認をさせてください。

樋口生徒指導推進室長 私学につきましては、学校法人が調査の主体となっておりますので、学校法人が調査をする際に、調査委員をどうするのかとかいうような部分で御相談がありますので、私学振興・青少年課とともに職能団体等を通じて委員の紹介をする、あるいは御相談があった場合には一緒に指導・助言等に応じるというような形で連携を図ってまいりたいと考えております。

堤委員 是非お願いします。

嶋委員長 原田議員、何かございますか。

原田委員外議員 市町村立学校、いわゆる義務制について、同じようなものが求められるんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどうお考えか、是非お聞きしたいと

思います。

樋口生徒指導推進室長 現在、市町村におきましては、5市町村におきまして、このような附属機関が設置されておりますので、今後、それ以外の市町村につきましては、そういう調査機関の設置に向けて働きかけをしていきたいと考えております。

嶋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第44号議案平成29年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 議案書の254ページをお開きください。

これは県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、市へ意見を求め、了承する回答を頂いたので、今回第1回定例会に議案として提案するものでございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

濱田委員 これは大分市に立地をするし、大分市との提携ということでもありますけど、今後、他市町村にどういう施設とかいうのは限定はできなくても、やっぱりその都度都度で市町村の負担を求めたり、そういうことは今後もあり得る状況なんですかね。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 屋内スポーツ施設の建設に当たりましては、他の市町村からその都度もらうという、今のところ予定はございません。

濱田委員 いやいや、そうではなくて、これはこれでいいわけですよ。だけど、県立の何かの施設を他市町村でするときに。そのとき

に市町村に要求したり、あるいは一緒にやらんかということ、そういう可能性もあるんですかということを知っているんです。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 それにつきましては、そのときそのときの建設の状況、それから、市町村の受益の中で判断していくものだと思いますので、今の段階では何もお答えすることはありません。

嶋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号報告損害賠償の額の決定について執行部の説明を求めます。

姫野高校教育課長 議案書の256ページをお開きください。

第1号報告損害賠償の額の決定について御説明いたします。

これは地方自治法第179条第1項の規定に基づき、損害賠償の額について知事の専決としたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

3の事故の概要でございます。平成26年2月5日午後2時40分頃、大分県立中津南高等学校において、清掃の時間中に、当時同校3年生であった生徒が同校校舎4階の窓掃除をしようとして、2階テラス部分に転落し、亡くなったものでございます。

賠償金額は800万円でございます。

賠償の相手は御遺族でございます。

和解の内容ですが、御遺族には、同年6月19日にスポーツ振興センターの死亡見舞金2,800万円をお支払いした後、賠償について協議を進めてまいりました。

昨年、10月31日、御遺族の代理人弁護士から、新たに和解について提案があり、平成29年2月16日に、和解金額800万円

で協議がまとまったものでございます。

なお、今回、交渉事であったことや、御遺族へ早期に和解金をお支払いするため、平成29年2月14日に知事の専決処分とさせていただきます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 1つだけ。これは賠償について、当然両方で協議しているんだけど、基礎となるものというのはあるんですか。こういうような事故の場合にはどれぐらいの話があるとか、よく普通の場合、損害賠償があるんだけど、こういう県と向こうの人と話すときにそういう基礎的な数字というのがあるの。

姫野高校教育課長 規則というか、過去の判例とかそういう中で両方で話をしていくと。

濱田委員 こういう件数ですね。訴訟とかは別として今、いわゆる大分県教委が抱えておる事故とかを含めてどのくらい件数としてあるんですか。具体的な問題は別にして。

宮迫教育次長 今具体的にですね、そういう損害賠償という形で顕在化しているというものはないと。事故等は起こっておりますけれども、今後、そういったものに、竹田が先ほどありましたけれども、それ以外については顕在化しているというものはないと認識をしております。

嶋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

継続請願10国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について及び継続請願11大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて、一括して執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 請願の説明をする前に、第17号議案のときに馬場委員から質問がございました介護休暇の取得者の数でございます。平成28年におきましては2人、平成27年においては8人という状況でございます。

それでは資料の3ページ、4ページで御説明いたします。

少人数学級の状況につきましては、1国の状況及び2本県の状況までにつきましても、前回まで説明した内容のとおりでございます。

再度、大分県全体の状況について、2の(6)規模別の学級数を説明いたします。

小学校では、26人から30人の学級が最も多く全体の24.8%、35人以下となっているものが90.5%、30人以下が76.1%となっております。

中学校でも、26人から30人の学級が最も多く32.9%、35人以下学級が全体の74.5%、30人以下は57.2%となっております。

4ページは、市町村別の規模別学級数の割合をグラフに表したものでございます。色の濃いところが35人以下となっている割合でございます。

米持義務教育課長 資料の5ページを御覧ください。少人数学級の取組と効果について御説明します。

現在、県内全ての小学校1・2年生、中学校1年生で30人学級を措置しております。

資料上図を御覧ください。

小学校では、小1プロブレムの発生率が、平成21年度の32.3%から平成28年度の17.4%へ約15%減少しております。

資料の下図を御覧ください。県の学力定着状況調査において、低学力層の割合が平成21年から28年にかけて減少し、国語、数学、理科は、標準の7%と同程度か、それより少なくなっています。

教職員定数改善については、学力向上、不登校対策ほか、複雑・多様化する課題に対応するために、政府予算等に対する提言や全国及び九州地方教育長協議会等を通じて毎年度、

国に対して要望しております。

今後とも国の動向を注視し適切に対応してまいります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 小1プロブレムと学力の関係で、いわゆる少人数学級の方が非常に出現率が低い、また、学力の定着もあるというのがこの表の結果と見てよろしいですね。

米持義務教育課長 そういう説明のため、資料を設定しております。

堤委員 それでね、委員の皆さんにお願いしたいんだけど、継続請願10と11、国の責任でということと県での責任でというのは分けて考えてほしいんですよ、当面は。もうこれ1年継続していますからね。1年間やっぱり結論が出なけりゃ、この委員会としてどうなのかというのを問われる中身になりますからね。国としても、先ほど話をしましたけれども、県としても要請をしてくれている、標準法の改正とか定数法の問題についてはね。そういう点では国に対してやっぱり県を応援するという立場からも、是非10は採択してほしいんです。

それと併せて、やっぱり県も、別に市町村の中で少人数のところを30人学級にせえとは誰も言っていないんです、誰も言っていない。そうじゃなくて、今現状40人とか35人以上とか、そういうところがやっぱり現実あるわけですよ、都市部でいくと。そういうところが県としてね、やっぱり国がしなければ県としてそこら辺はやっぱり面倒を見ると。先ほどから言っているけど、どこの地域に住んだとしても本当に同じ学力を定着させていきたいという、県教委の気持ちの中でこの少人数学級で小1プロブレムの問題、学力の問題、非常に有用性は出てきているわけですからね。是非そういう点では県でもしてほしいという請願を採択していただきたいし、特に国についてはもう、継続じゃなくて今日採択を本当にしてほしいと思います。この切なる私の願いです。今日傍聴にも提出者が来てい

ますから、是非そこらをしっかりと議論してください。

馬場委員 4ページの資料に市町村別の小学校、中学校の規模別学級数が出ているんですが、大分県で小学校30人以下学級を小学校3年生から6年生まで実施した場合、それから、中学校で中学校2年、3年生を実施した場合の財政的な部分というのはどのくらいかかるかというのは、これは試算はどうされているんですか。

藤本教育人事課長 30人学級にした場合ということでございますか。（「はい」と言う者あり）現在の財政の単価等で試算をしたところの小中学校全ての学年で30人学級をすれば、約30億円ほどの人件費の増が見込まれます。

馬場委員 それは小中合せてということですか。

藤本教育人事課長 小中全体で。

馬場委員 私も、市町村によっては30人以下学級になっているというところもございすし、ただ、大分市とか、中学校はかなりばらばらのような感じもするんですが、やはり30人学級を本当早期に実施していくことによって、本当に一人一人の子供たちがもっともっと学ぶこともできますし、力を付けることもできるんじゃないかなと思うので、是非請願も含めて30人以下学級を実施していただきたいなと思いました。

濱田委員 これは先ほどあったように、もう1年間やっていますし、我々ももう今日の委員会で終わりですからね、最後は決着つけるべきだという考え方で言いますけれども、今、お金の問題とかいろいろ言いましたけれども、お金要らなくて私は逆に言えば、田舎の郡部というのは複式学級も多いし、むしろ少ないのをどれだけもっと大人数のところで行えるか、むしろその視点の方が今、私は大分県全体のこの数字を見たときに大事じゃないかなと思うんですよ。50人オーバーというところはほとんどないんですから、40人近いとか、そんなのは私は十分解決できる問題では

ないかなと。

逆に少ないところ、小学校なんか本当全校で十何人とかがありますよ、何ぼでも。これには教育の問題としてはこっちの方が僕は重大じゃないかなと感じておりますし、そういう面を含めたとき、数字から見たらもう小学校35人以下は90.5%ですよ。35人以下が中学でも74.5%ですよ。当分ね、ちょっとそう考えんでも、わざわざ法律にそういうようなことを縛らんでも、自然にそうなると思うので、私はむしろ大人数をもうちょっと減してとかいうよりも、少人数の学級をどうするか、私はこっちの方が大きな課題だと思いますので、むしろ決を取って、もう我々の委員会で最終的には結論を出してやっていただきたい、そう思います。

二ノ宮副委員長 私は今のと真反対なんですけど、例えば、由布市で見たときに、一番小さい学校は34、5人です。1学年4、5人とか2人とか。そこも確かに厚く先生は配置をしていただいて、結構その小規模校のよさというのが出ているんですけど、今度は逆に私のところの一番大きいところは500ちょっとですかね、そこも毎年増えているんですね。そこに行ったら大変ですよ。そこが将来的に35人以下になるかという、増えるところはじゃんじゃん増えるんですよ、減るところは減るんです。だから、やっぱりそういう人たちのことを考えていかんと、私は大変じゃないかと思うんです。いろんな考え方があるんですけど、私は小規模校はもちろん良さがあり、そして、割かし手厚く、例えば、うちの谷小学校は約40名なんですけど、結構先生がいるし、昨日も卒業式行っているいろんなお話聞いたんですけども。今度、挾間小学校という一番大きなところに行くんですけど、もう大変らしいです。ほとんど40人学級。

だから、いわゆる私たちとしては国に要望するというのは当然当たり前のことだと思うんですね。だから、国があとどう判断するかは別だと思います。

そういうことで、是非私も通していただきたいと思っています。

堤委員 ちょっと1つ。小規模校の問題をどうするかというところは教育だけの問題ではけりが付かないんですよ。少子化の問題ですが、もう皆さんいつも言う地方創生の問題だとか、そういう様々な施策をすることによって、その地域で本当に生活ができる、生活することで子供を産んで、その学校へやるとい、絶対的なその問題をしていかなければ、もしこのままでいけば、本当に小・中学校の合併ですよ。合併しかなくなってくるわけ、選択肢は。そうしていくときに、そこへ通う子供たちはその地域からいなくなってしまうという、非常に大きな問題がある。

だから、大規模校の、やっぱり少人数学級化をすると同時に、教育委員会だけじゃなくて、小規模校についてはやっぱりそういう点で県全体として具体的にやっていく、よく言われるのは農業の振興だとか、商工業の振興だとか、そういうのを含めてやっていかなければ、この今の論法でいっちゃうと、もう合併しかなくなってしまうという論法に行き着いてしまいますからね、そういう点ではよく地方創生と言われるわけですから、そういう小規模校については地方創生を本気になってやっていくという、そういう立場からも大規模校をどうするか検討されて、請願を採択していただきたいと、これは私の要望でございます。

嶋委員長 ほかにございますか。いろいろ御意見もございました。委員会としての結論を求める声もありましたので、これより採決を行います。

まず、継続請願10について、本請願は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 可否同数であります。よって委員会条例第14条第1項の規定により委員長が可否を決します。

委員長は不採択と裁決いたします。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、継続請願11について、採決いたします。

本請願は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 可否同数であります。よって委員会条例第14条第1項の規定により委員長が可否を決します。

委員長は不採択と裁決いたします。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①から②までの報告をお願いします。

能見教育改革・企画課長 「芯の通った学校組織」推進プラン第2ステージ～大分県版「チーム学校」実現プラン～について御報告いたします。

別冊資料としてプラン本文をお配りしておりますが、その40、41ページの概要資料によりかいつまんで御説明いたします。

まず、40ページ左上の1では、これまでの芯の通った学校組織の構築による学校改革を総括しております。現行の活用推進プランの最終年度に当たり、昨年夏の、各学校の校長やPTA会長等を対象に実施したアンケート調査結果は、(1)に記載のとおり、学校マネジメントの取組が着実に進展し、組織的な学力・体力の向上、不登校対策等の成果が現れつつある一方で、「全教職員に徹底する

には更なる時間が必要」といった声が寄せられるなど、取組の継続・徹底と質の向上が求められる状況が見られたところです。

そして1の(3)ですが、教職員個人の力量に加えて学校の組織的課題解決力を維持・向上させるためには、芯の通った学校組織の取組を継続し、当たり前の学校文化にしていく必要があります。

また、2の教育改革の方向性として、教育長計「教育県大分」創造プラン2016や学習指導要領改訂、「次世代の学校・地域」創生プランなどを踏まえる必要があります。

これらを踏まえ、本プランの方向性を示したのが3になります。併せて40ページ中段のイメージ図も御参照いただければと思います。

まず1つ目のダイヤにあるとおり、これまでの芯の通った学校組織を基盤として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや事務職員などの専門性を生かすため、チーム学校の視点を取り入れます。加えまして、学校マネジメントの質の向上と教職員の人材育成を通じて、組織的課題解決力の更なる向上と学校教育水準の向上を図ってまいります。

また、2つ目のダイヤですが、学校の枠を越えて縦と横の連携・協働を促します。幼稚園から小・中・高、大学に至る学校段階間の接続と、イメージ図にもございますとおり、家庭・地域との協働や福祉・警察など関係機関との連携を促進することで、持続的・発展的な教育活動を実現し、本県教育水準の向上を図ります。

本プランの対象期間ですけれども、3の右肩にあるとおり、来年度から「教育県大分」創造プラン2016の中間年である平成31年度までの3か年とします。この3年を「芯の通った学校組織」の第2ステージと位置づけ、教育県大分の創造に道筋をつけるべく目標値達成を目指してまいります。

具体的には、各学校では、4にあるとおり、学校マネジメント、授業改善などの取組を進

めますし、行政としては次のページの5と6の取組を推進いたします。

5(1)の学校マネジメントの深化では、①に記載の4つの観点に重点を置いて指導・支援を行ってまいります。(2)の授業改善の徹底では、小・中・高等学校を通して、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善を推進するとともに、③にありますように、特別支援教育の視点からの授業改善を推進します。右側にまいりまして、(3)では、体力向上の推進と併せて健康課題への対応、(4)では、いじめ・不登校対策等の取組を推進してまいります。

なお、福祉・警察等関係機関との連携を強化し、学校をプラットフォームとした子供の貧困対策、いじめ・不登校対策等の充実・強化を図るため、平成29年度組織改正では、学校安全・安心支援課を新設することとしております。

最後に6学校を支える取組としては、教育県大分を担う人材育成や、教育事務所などによる指導・支援など教育指導体制の強化等の取組を進めることとしております。

もとより、芯の通った学校組織の取組は、目標達成に向けた組織的取組を通じてチームとして個々の強みを生かし、弱みを補い合う中で学校教育活動を効率的・効果的に進め、学校のパフォーマンスの最大化を図るものでございます。引き続き市町村とも緊密な連携を図りながら、本プランに沿った取組を着実に推進することにより、教育県大分の創造を目指してまいります。

後藤特別支援教育課長 大分県立南石垣支援学校における事故調査委員会の経過と予定について御説明します。

資料の6ページをお開きください。昨年9月、大分県立南石垣支援学校において給食中に発生しました事故のその後の対応について御報告いたします。

事故後、外部専門家による事故調査委員会の設置及び開始日について保護者と御相談を十分に重ね、12月25日に第1回事故調査

委員会を開催いたしました。

事故調査委員会の経過につきましては、現在、4回の調査委員会を開催しています。

第1回、2回は、事故直後に行った教職員への聞き取りをまとめた資料等をもとに事故事実の認定を進めました。給食に係る詳しい状況を確認する必要性から、第3回には、事故当日の給食メニューをそろえ、担任により給食時の様子を再現し、検証いたしました。また、第4回は、文部科学省の「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議委員をお務めになった京都精華大学人文学部教授の住友剛先生をお招きし、調査委員会の進め方及び報告書について御講義いただきました。

今回は、保護者への聞き取りを行い、家庭での食事の様子や学校との連携などについて検証いたします。なお、各回の終了後には、委員長から保護者へ口頭にて報告しております。

今後は、その他関係者への聞き取り等を行い原因究明と再発防止策をまとめていく予定です。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

末宗委員 今、報告があった石垣支援学校の事故調査委員会だけど、9月に事故が起きて、もう3月なんだけどね。調査委員会を随分やっているみたいだけど、大体「鉄は熱いうちに打て」と言ってね、事故が起きたときが一番詳しいし、関心もあるし、いろんなことなんだけれども、時間をこんなに掛けて文書的には立派なのができるか知らんけど、真心が入らないんじゃないかな。こんなに掛けると。**後藤特別支援教育課長** 保護者さんの御意向を伺いながら、確認を取って丁寧に進めているつもりです。時間は確かに掛かっておりますが、これまで家庭訪問や電話やメール等のやり取りで、保護者さんの御了承をいただきながら、納得をしていただくことを大切にしております。

それから、各学校に対しては、給食時のチェック等を行い、指導は重ねております。

末宗委員 保護者が長くしてくれと言ひよるわけ。

後藤特別支援教育課長 保護者さんは3月までに終わることは望まないとおっしゃっておいりましたので。

末宗委員 行政はどう考えるの、3月までに終わらん方がいいの。

後藤特別支援教育課長 期限を切ってではなく保護者さんが納得をしていただくということが必要だと思っておりますので、それまで十分に審議を進めていきたいと思っております。

末宗委員 3月は1つのけじめでね、学校でも、例えば、校長が異動したり教員が代わったり、教育委員会も代わったりするわけよ。その中で、詳しい情報が1つの区切りとしてなくなるわけよ。そういうのを勘案しながら、随分延ばした方がいいというような意見だけど、例えば、保護者だけの問題じゃない、これは大分県の行政のあり方だからね。こういう痛ましい事故を本当にこうして調査結果が、本当にその当時の事故に合うんだろうかと僕は疑問があるんだけどね。

後藤特別支援教育課長 関係者への聞き取りは事故後3日以内に行って、聞き取り調査の記録を残しております。また、その不足に至るようなものについては、その都度聞き、関係者を呼んだり、私たちが伺ったりして聞き取りをして記録を残していております。今後も関係者については、異動した者もおりますけれども、その先まで行って伺っていききたいと考えております。

末宗委員 僕が言っているのと意味が全然行政の考え方が違うんでね。本当に事故が起きたときに全力で、僕は調査から何からそんなに時間かからないと思う。本当に徹底的にやれば。極端な話、ほかの決断するときは何日間かで決断せんといけんわけやから。そういうことをしきらないの、教育委員会は。

工藤教育長 末宗委員、大変厳しい御意見ありがとうございますというか、我々もできるだけ早くやろうという思いでは保護者の方に

いろいろ説明も重ねてきました。

まず、考えるべきは保護者の御意向をしつかり受け止めながらやるのが大事だろうということから、先ほど課長が申しあげましたように、急いでくれるなど、時間かけてでもいいから自分たちが納得いくようにきちんと調査をし、説明も欲しいんだという御意向を伺いましたので、その線に沿ってやるのが大事だろうということで、今回に関してはそういう形でさせていただきました。

だらだらやればいいとかいう思いは全くございません。状況が、それこそ時間がたつほど分かりにくくなるという状況もございますので、そこら辺もしっかり考えながら、こういうことはまた起こるということはあるいはならないんですけれども、迅速性ということにはいつも注意を払いながらやっていきたいと思ひます。

今回に関して言ひますと、保護者さんがこういう御意向を示されたので、そこは大事にする必要があるということできちんとやっけてきている状況でございます。

濱田委員 芯の通った学校組織の関係で43ページ、下の方の主任手当の抛出状況で、今、全学校が抛出なしと回答ということで、校長が主任に直接聞き取りというようなことを書いてありますが、この芯の通った学校組織というのは、平成24年から5年間でやっけたわけですけれども、一番最初、24年当時は、例えば、パーセンテージでいへば、どのくらい主任手当は抛出されておったんですか。

藤本教育人事課長 調査をしたのが平成26年度、そのときが約半数ぐらひは主任手当は抛出していないというような回答がございました。その翌年度についてはゼロ、今年度についてもゼロという形での調査結果となりました。

濱田委員 じゃあ、当初はやっぱり半数は返したということでありまひけれども、この返した方というのは、私は主任ではないと。だから、いわゆるその中間管理職の仕事はしないという意識で返したんですかね。

藤本教育人事課長 主任制度が制定されてからかなり時間がたっております。そういった中で、大分県においては主任手当の拠出という形がございましたので、そこを学校が組織的に動くためには改善する必要があるということで取り組んでまいりました。

主任手当に限らず、主任制度の趣旨、やはり学校で組織としてどうあるべきかというのは、この拠出がなくなった現在においても、校長から主任には必ず伝える、徹底をする、そして、主任を選ぶときにはそういった芯の通った学校組織の趣旨、そういったものを伝えた上で主任に任命するという手続を取っています。

濱田委員 この返納というのは、これは初め半数の方の、いわゆる国や県からその主任手当として出たのを返納というのは、そのお金はどこに行って、どんな形になったんですかね。今はゼロにしても、当時から2年間。

藤本教育人事課長 その先のところは県の会計等ではございませんので、そこまでの調査はしておりません。

濱田委員 出すのは出しちよるんでしょう。

藤本教育人事課長 主任手当として本人には支給はしております。

濱田委員 出したわけでしょう。それ返納されたというのはどこかに行っちよるわけですね。それはやっぱり返納したち書いちよる以上は、前はね、今はないんですよ。だけど、どこに行ったかやっぱり分からないと悪いんじゃないですか。

藤本教育人事課長 教職員団体に拠出はしているということで、そこは団体にもそういった取組、運動はやめるようにという通知も県教委からはしております。その内容がどうかというところまでは調査はしておりません。

濱田委員 推定でそのくらいあるんですか、金額でいえば。半分のときは。

藤本教育人事課長 おおむね1,700万円ぐらいが年間に支給されておりますので、その中での推定になろうかと思えます。

濱田委員 それからの追跡調査というのは、

全くやっていない。もう手を挙げたらやりっ放しと。その代わり、その仕事をしてもらっていないという、お金払うたけどしていないという結果はやっぱり取らんと悪いんじゃないですか。何か。

藤本教育人事課長 当然、職務の上では業務はするということでの位置づけでございますので、拠出をしたからしないということではないと確認をしております。

濱田委員 現場の校長先生は、もう主任手当は返上して、自分は主任じゃないと思うても、やっぱり主任のこういう仕事はやりなさいということ現場でちゃんとやっちゃったんじゃないかね。

藤本教育人事課長 主任としての業務というのはこういうものだとすることを徹底したのがこの芯の通った学校組織の取組をして以降ということになります。

堤委員 石垣の関係なんだけどね、これ議事録についてと記載あるんだけど、今多分、当然非公開だろうけれども、何年かたてば、このとき調査委員会はどのように具体的に話し合われてきたかというのは公開をする予定があるのかどうかというのが1つと、このお子さんの御両親については卒業式が3月にあったよね。その対応がどうであったかというのと、ちょっとさっき濱田委員が聞いたけどね、裁判。今、これ裁判どういう状況になっているかというのを、少しちょっと教えて。もし提訴されているのであれば。

後藤特別支援課長 議事録の公開につきましては、正式な手続にのっとってという形になろうかと思えますので、そこところは法律にのっとって公開という形になろうかと思えます。

それから、報告書については教育長にまともりましたら提出をいたしますし、保護者さんにも御報告をいたします。また、報告書については公開をする予定であります。

2つ目の卒業式についてですが、御両親がそろって御参加をいただきました。卒業証書をお母様にお渡しをするという形で、お母様

が遺影を抱かれて壇上に上がられて受け取ったという形でしております。

それから、裁判等については別府警察署にということで、新聞に報道があったと思いますけれども、それ以降は何の連絡もございませんので、進展は分かりません。

堤委員 報告書については公開ということ想定しているんだけど、卒業式の関係で、私立の問題があったでしょ。私立の場合には、そこのトップがいろんな問題を判断すると、じゃ、県教委の場合はトップといたら校長じゃなくて市教委とか県教委になるんでしょうけど、そこがやっぱりかなり違うよね。

ある私立の学校の現場で死亡事故があったけど、この方が3月に卒業式がね、亡くなった方が。しかし、学校側は卒業式に来るなという事例があるわけだね。しかし、私学とすれば、強制的にできない。当然トップが決めることだからということですね。

非常にその保護者の方も、もう当然怒るけどね。そういうときに県教委と私学振興との違いというのかね、本当、県教委とすればそういうところも含めてきちっと指導しているんだけど、そういう、私立の学校に対する権限もね、県教委が持つとは言わんけれども、本当に私学振興・青少年課がそこまで権限を持てるような、本当にこう、県教委から情報提供するとか、やってほしいというのは、これ本当に願うんですわ。

だけど、トップがそうやって決めちゃうでしょう。もし仮に校長先生が決めちゃったら大変なことになりますよね、今回の問題はね。そういう事例が実際今進行しているものだから、是非それは今後注意をして、いろいろ相談にも乗ってください。これは要望です。

馬場委員 南石垣の子供さんが亡くなるってということで、先ほど中津南も清掃中でしたか、亡くなるというようなことがあったり、竹田高校でも剣道部があったんですけど、中津北で柔道部で事故があったと思うんですけども、その子供さんというのは今どのような状況になっているのか、もし分かれば。

井上体育保健課長 中津北で柔道事故が起こったのは、平成27年の5月でございました。その後はリハビリをしながら療養をしております。

藤本教育人事課長 先ほどは濱田委員の質問で主任手当の額について、ちょっと誤りがございましたので、訂正させていただきます。1,700というのはおおむねの人数が1,700で、予算としては7,400万円でございます。

濱田委員 その半分が返納された、約ね。

藤本教育人事課長 その額自体については分かりません。

嶋委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに御質疑等もないので、③から⑤までの報告をお願いします。

佐藤文化課長 4月に移転オープンいたします埋蔵文化財センターの概要について御説明させていただきます。

資料の7ページをお開きください。

まず、上段の事業の進捗状況と今後のスケジュールとして上段に示しておりますが、建物の改修工事につきましては、先週の3月15日に外壁の改修が終了し、全ての工事が完了したところです。現在は4月22日のオープンに向けて、展示品の準備や執務室の整理などを行っております。

改修した主な部分は、中段の施設の概要に示しております。その中で、豊の国考古館とBVNGO大友資料館は8ページにイメージ図を示させていただきました。

豊の国考古館は、考古学の視点から時系列で大分の歴史を紹介する展示室、BVNGO大友資料館は、大友氏遺跡の出土品を中心に大友氏の栄華を展示する展示室として準備を進めているところです。

なお、BVNGO大友資料館のアルファベットの「V」の字についてですが、1595年に作成された、ヨーロッパで出版されたティセラという人が作った日本図がありますが、その中で、九州の大半がこの「BVNGO」

と表記されていることから、当時ヨーロッパに伝わっていた大友氏の栄華を示すという意味で当時のヨーロッパでの表記を使用することとしております。

この埋蔵文化財センターは、多くの県民の方々に利用していただけるよう、土日祝祭日も開館いたします。また、埋蔵文化財の活用を図るといったセンターの主要な目的、他県の状況等を考慮し、入館料は無料としております。

井上体育保健課長 平成28年度体力・運動能力等の調査結果について御説明します。

資料の9ページの上の段、資料1を御覧ください。

まず、県の調査結果でございますが、この調査は、小学校1年から高校3年まで全員を対象としております。

この表は、昨年度と今年度の本県の児童生徒の体力・運動能力の平均を比較したもので、網掛けの部分が昨年度を上回った項目です。192項目中153項目で向上しています。

次に、その下の段の資料2を御覧ください。これは全国の調査結果でございます。

この調査は、小5・中2を対象に実施しておりますが、平成28年度は一番右に太線で囲んでありますように、小学校5年の男女が全国7位、中学校2年男子が全国8位、中学校2年女子が全国15位という結果でした。いずれも過去最高となっております。

このような結果から、本県児童生徒の体力は確実に向上しているものと言えます。その要因として、本県が取り組んでおります「一校一実践」等の取組により、運動の実施頻度が高まったことが考えられます。

次に、本県の児童生徒の体格について御報告いたします。

資料は10ページでございます。

まず、上のグラフでございますが、本県の5歳から17歳までの肥満傾向児出現率について、全国平均値と比較したものです。

本年度は、7歳児を除いて全国平均を上回っております。

肥満の予防に向けては、食習慣や生活習慣の改善、運動習慣の定着が大切であることから、来年度は福祉保健部と連携し、スクールヘルスアップ事業に取り組んでまいりたいと思います。

甲斐人権・同和教育課長 大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアルについて、説明いたします。

お手元の薄緑の冊子、大分県帰国・外国人受入れマニュアルの2ページをお開きください。

まず、第1章として、本書作成の背景とねらいを掲載しております。

本県では、県内に在住する外国人登録者数が平成25年に9,862人となり、平成10年の約2倍に増加いたしました。

これに伴い、県内の学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数も近年増加傾向にあります。

当該児童生徒の母語は英語、韓国・朝鮮語、スペイン語など、多言語化しており、地域の学校における受入れや日本語指導の体制整備が喫緊の課題となっております。

こうした現状を受け、昨年12月、県内で帰国・外国人児童生徒の教育に実際に関わっている学校内外の方々の意見をもとに、本県の実情に合わせ、学校への円滑な受入れに資することを目的に、本書を作成したところでございます。

5ページをお開きください。

第2章の子供の受入れと指導・支援の実際では、学校での受入れ体制づくりや日本語指導を始める際の注意事項等を具体的に記載しております。

11ページをお開きください。

第3章の役割分担では、学校管理職、日本語指導担当教員、学級担任等、学校内の役割に加え、連携して取り組む市町村教育委員会等の役割を記載しております。

当マニュアルを活用して、各学校、市町村を支援し、県全体として帰国・外国人児童生

徒教育の充実を図ることとしております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔工藤教育長挨拶〕

嶋委員長 それでは、これもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部の皆さま、お疲れさまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

嶋委員長 これもちまして、文教警察委員会を終わります。